

---

# 前橋市地域福祉計画

## 前橋市地域福祉活動計画

---



平成 21 年 3 月

## はじめに



近年の社会環境の変化は目まぐるしく、地域における多様な生活課題や住民の要望に適切に対応するため、福祉行政においても一層の変革が必要とされております。

また、社会福祉法では、福祉サービスを必要とする方が地域の一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加できるよう、地域住民、社会福祉事業者並びにボランティア等は、相互に協力し、地域福祉を推進していくことが求められております。

このような中、市民の皆様が、より一層安全安心な暮らしを送ることができるようするため、市民の皆様、社会福祉の関係皆様並びに行政は、協働による地域福祉の取り組みを一層進めていくことが必要となります。

こうしたことから、本市では、地域で支え合う仕組みをつくる上での基本理念を定めた「前橋市地域福祉計画」を、前橋市社会福祉協議会の定める「前橋市地域福祉活動計画」と基本目標を共有する形で策定いたしました。

今後は、本計画並びに「生命都市いきいき前橋」を将来都市像に掲げる「第六次前橋市総合計画」をもとに、市民の皆様と力をあわせながら、まちもそこで暮らす人もいきいきと輝き、誰もが元気に暮らせるまちづくりに一層取り組んでまいります。

市民の皆様には、引き続き、地域福祉事業に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定委員会の委員皆様、地域福祉活動に携わる市民の皆様並びに関係皆様に心からお礼を申し上げ、あいさつといたします。

平成21年3月

前橋市長 高木政夫

## はじめに



近年の少子・高齢化の進行やライフスタイルの多様化などにより、地域社会は大きく変化し、住民の抱える生活課題も多様化してきました。

平成12年に改正された社会福祉法にも「住民参加による地域福祉の推進」「市町村地域福祉計画の策定」「地域福祉の推進役としての市町村社協」などが明記されました。

今日の地域福祉を進めるためには、行政における各種制度の整備や施策の充実に加え、住民の皆様一人ひとりが知恵と力を出し合っていくことが大切であり、社会福祉協議会の果たすべき役割は、ますます重要になってきております。

こうした中、誰もが安心して暮らせる地域福祉社会を目指し、実現するために「地域福祉活動計画」策定いたしました。計画策定にあたっては、地域福祉活動を実践している組織・団体へのアンケート調査や地区福祉座談会にご参加をいただいた地域住民の方々のご意見が計画に活かされるよう進めてまいりました。

今後、住民参加型の福祉のまちづくりを一層進め、計画を実現するため、前橋市をはじめ、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア、社会福祉関係機関、そして地域の皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

計画策定にあたりましてご審議いただきました計画策定委員会の委員の皆様や、地区福祉懇談会などにご参加いただき、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの住民の方々、アンケート調査にご協力いただきました皆様に、心から感謝しお礼を申し上げます。

平成21年3月

社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会  
会長 直田 靖彦

## 【 目 次 】

|                      | ページ |
|----------------------|-----|
| I 計画 総論              | 1   |
| 1 計画策定の趣旨            | 1   |
| 2 計画の位置づけ            | 2   |
| 3 地域福祉とは             | 4   |
| 4 計画が目指すもの           | 5   |
| 5 計画の期間              | 6   |
| 6 基本計画から実施計画へ        | 7   |
| II 計画の基本理念           | 8   |
| 1 基本理念               | 8   |
| 2 基本目標               | 9   |
| 3 施策の体系              | 12  |
| III 地域福祉計画           | 15  |
| 基本目標 1 こころのふるさとづくり   | 15  |
| 2 あんぜん・あんしんなしくみづくり   | 25  |
| 3 身近できめ細やかなネットワークづくり | 33  |
| IV 地域福祉活動計画          | 35  |
| 1 社会福祉協議会における基本的考え方  | 35  |
| 2 社会福祉協議会が目指す地域福祉活動  | 36  |
| 3 社会福祉協議会における取り組み    | 37  |
| 基本目標 1 こころのふるさとづくり   | 38  |
| 2 あんぜん・あんしんなしくみづくり   | 43  |
| 3 身近できめ細やかなネットワークづくり | 44  |
| 資料編                  | 45  |

# I 計画 総論

---

## 1 計画策定の趣旨

昨今、少子高齢化や核家族化などが進み、昔から行われてきた近隣住民同士の助け合いや支え合いといった機能が低下しています。

さらに、ひきこもり、児童虐待、家庭内暴力、ホームレス、高齢者の孤立死といった従来の社会の枠組みでは解決困難な、新たな社会問題の発生も顕著になってきています。

こうした中、介護保険制度の創設をはじめ、障害者自立支援法の施行など、さまざまな新規福祉施策に取り組んできましたが、上記の新たな社会問題への対応をはじめとする住民ニーズの多様化・複雑化に対応しきれているとは言えないのが実情です。

平成12年には、社会福祉法が改正され、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」のそれぞれが対等な立場で協力しあい、新たな地域の課題を地域全体で解決するために地域福祉を推進していくことが定めされました。

また、前橋市が平成19年度に策定した「第六次前橋市総合計画」の中で、保健福祉施策は、部門別計画「個々が光り輝くまちづくり」として位置づけられ、「生命都市いきいき前橋」の実現に向けた取り組みを行っています。

このような情勢下において、前橋市では、住民と行政、社会福祉協議会、関係団体らが連携して、新たな「地域づくり」を目指した取り組みを計画的に進めていくため、地域福祉を推進する上での基本理念を定めた「前橋市地域福祉計画」を、また、前橋市社会福祉協議会では地域での自主的な活動の計画となる「前橋市地域福祉活動計画」を策定することとしました。

## 2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された、あらゆる住民が住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、地域福祉の推進を目指す計画です。

計画では、第六次前橋市総合計画の目標である、『生命都市いきいき前橋』の部門別計画「個々が光り輝くまちづくり」と理念を共有し、保健福祉にかかる各個別計画との整合性・連携を図ります。

社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

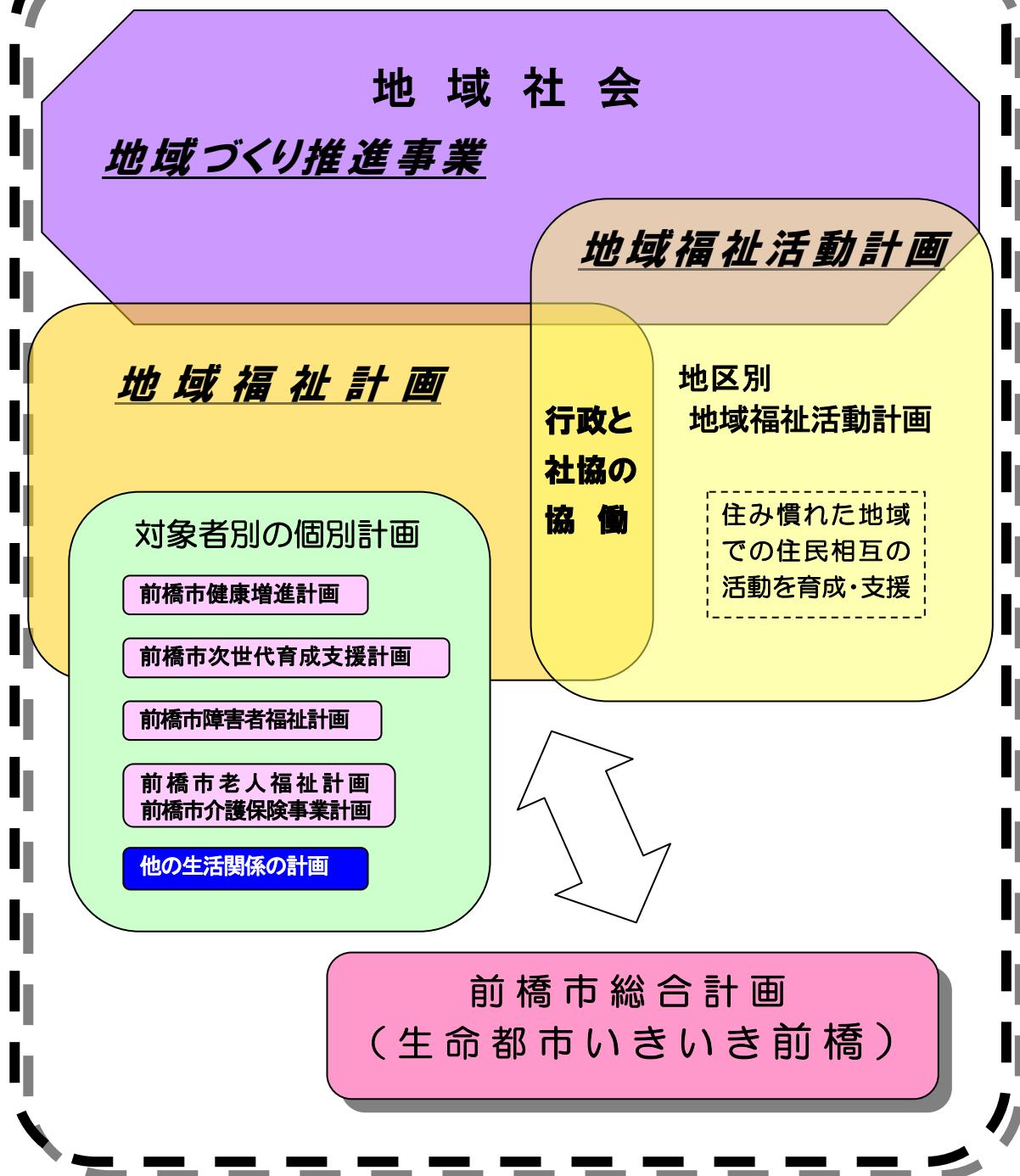
(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

また、前橋市社会福祉協議会で策定する地域福祉活動計画は、住民の自主的な地域福祉活動を推進するためのしくみづくりについて定めた行動計画です。

# 地域福祉の推進



### **3 地域福祉とは**

本計画は、住民が住み慣れた地域社会でいきいきと生活を送れるためのしくみづくりを目指すものです。

しかしながら、地域には様々な特徴・個性があり、地域社会で生活する上で解決を図らなければならない課題も多くあります。

地域の持つ特性を活かしながら、そこで暮らす住民一人ひとりが自主的に活動に取り組むためのしくみが必要とされます。

#### **1 住民が自主的に取り組む**

住みよいまちづくりを目指すために、住民自らが地域福祉の推進が必要であることを見出していくしくみづくりが必要となります。さらに、これらの活動を継続することで地域のまとまりやつながりを育てます。

#### **2 行政が取り組み、支える**

行政が地域社会の課題に取り組むとともに、地域住民自らが課題解決に取り組むしくみづくりを支援し、住民と行政が協働で住みよいまちづくりを目指していきます。

#### **3 社会福祉協議会などの関係機関が連携し、支える**

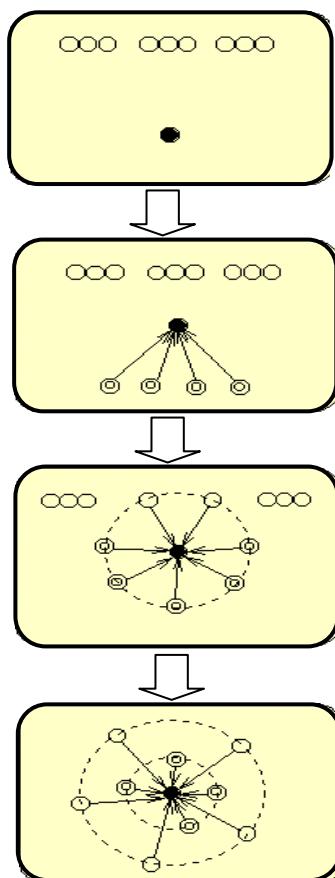
地域の社会福祉に携わるものが相互に連携のとれたネットワークを構築し、地域社会の課題に対して、必要なときに適切なサービスや支援を提供できる体制づくりを目指します。

## 4 計画が目指すもの「～双方向のネットワーク～」

本計画により、「支援を必要とする者」と「支援する者」との関係を、ネットワークを作りながら徐々に双方向、対等の関係へと高めていきます。

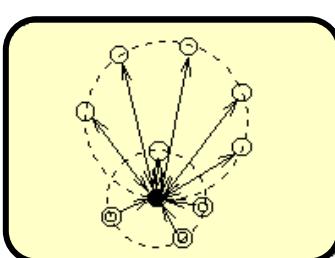
- 支援を必要とする者以外の地域住民
- 支援を必要とする者
- ◎ サービス提供者（社協、事業者など）

・ 枠内は地域社会、点線はネットワーク、矢印はサービスや相互関係を指す。



- 支援を必要とする者はどんなサービスも受けていない。
- 地域で支援を必要とする者は孤立している。
  
- 支援を必要とする者はサービスを受けているが、サービスはばらばらに提供されており、提供する側の連携もない。
- 地域で支援を必要とする者は依然として孤立している。
  
- 支援を必要とする者には計画化され調整されたサービスが提供されている。
- 地域住民の一部が自主的に、または社協、事業者などによるサービスや支援活動に参加するようになる。
- しかし、支援を必要とする者は地域において「支援すべき特別な存在」としてとらえられている。
  
- 多くの地域住民が様々な支援活動に参加するようになる。
- 一方、支援を必要とする者は、地域において「支援を受ける側の特別な存在」としてとらえられている。

### 目指す姿



- 地域住民が支援を必要とする者を「支援する必要があるが、人格は平等・対等である」と意識することによって、「特別な存在」ではなく「対等な存在」となる。
- 支援を必要とする者は、他の住民と同格の地域社会の一員として社会に関わりを持ち、自立・自己実現を図る。

## 5 計画の期間

- 本計画に関連する保健福祉分野の計画は、おおむね平成27年度までには改定、見直しが進みます。各計画期間との整合性をふまえ、平成26年度までを計画期間とし、中間見直し等計画の進行管理を行っていきます。
- 本計画は、行政と社会福祉協議会の取り組みを総合した基本計画でもあるため、地域づくり推進事業、地区別の地域福祉活動計画の進捗をフォローしながら、中間見直しに向けた進捗管理を行っていきます。
- 本計画の策定に先立って、地区別の地域福祉活動計画の策定も始まっていることから、本計画の進捗・評価については、地区別計画の進捗状況もふまえて進めています。

【計画期間（案）】

| 区分                                   | 2008<br>H20              | 2009<br>H21   | 2010<br>H22 | 2011<br>H23      | 2012<br>H24 | 2013<br>H25 | 2014<br>H26 | 2015<br>H27 |
|--------------------------------------|--------------------------|---|-------------|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 第六次総合計画<br>（～2017年度末）                |                          |   |             |                  |             |             |             |             |
| 地域づくり推進事業                            |                          |   |             |                  |             |             |             |             |
| 都市計画マスターplan<br>（～平成37年）             | 策定                       |   |             |                  |             |             |             |             |
| 地域福祉計画<br>・地域福祉活動計画<br>（基本計画）        | 策定                       | (案)計画期間 2009(平成21)年度～2014(平成26)年度<br>※ 適宜、中間見直しを行う(平成23年度または24年度) |             |                  |             |             |             | 第2期         |
| まえばしスマイルプラン<br>（老人福祉計画<br>・介護保険事業計画） | 策定                       | 第4期   |             | 見直し              | 第5期         |             | 見直し         |             |
| 前橋はーとふるプラン<br>（障害者福祉計画）              | 障害者計画 見直し 終期             |   |             |                  |             |             |             |             |
|                                      | 障害福祉<br>計画第1<br>期<br>見直し | 障害福祉計画第2期<br>見直し  |             | 障害福祉計画第3期<br>見直し |             |             |             |             |
| 次世代育成支援行動計画                          |                          | 見直し   | 後半5か年計画期間   |                  |             |             |             |             |

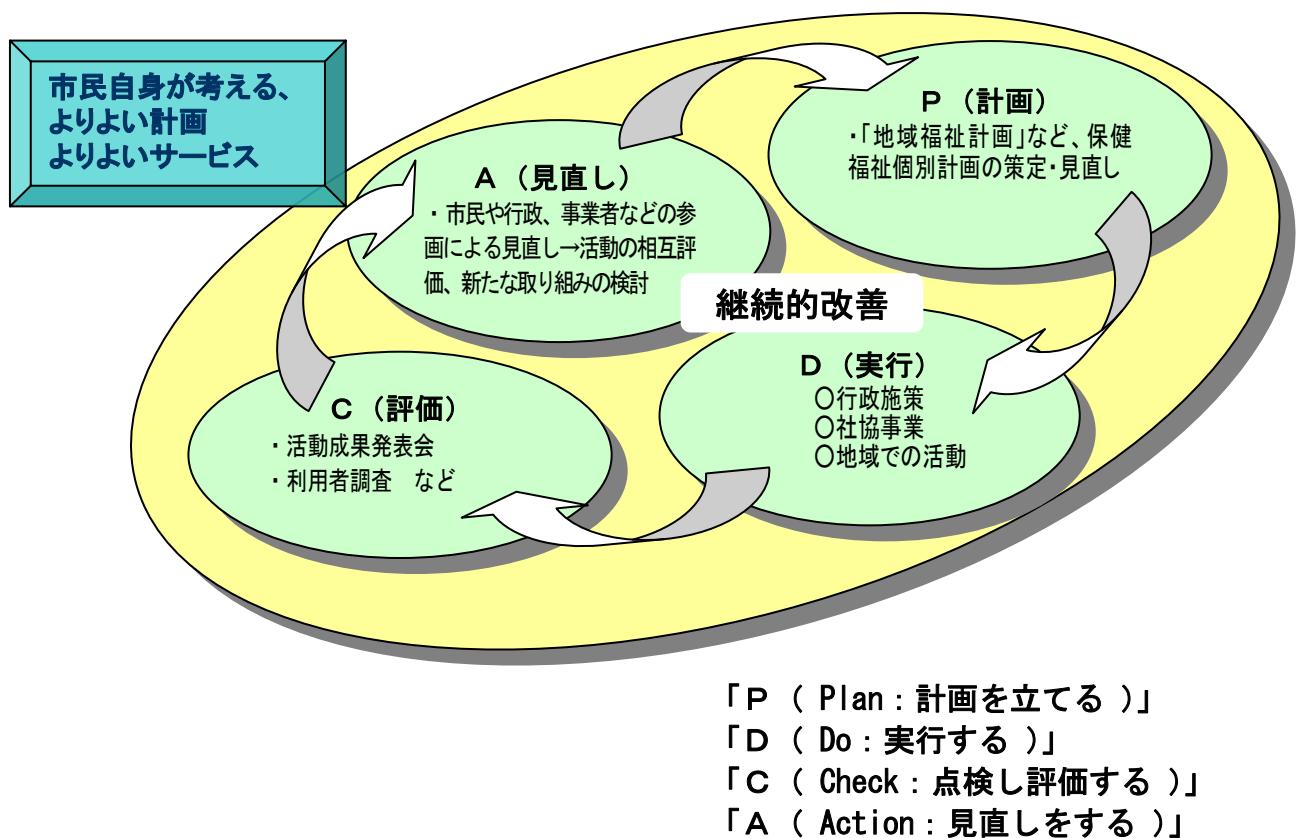
## 6 基本計画から実施計画へ

本計画の策定後、行政は、社会福祉協議会とともに、各地区での市民の活動状況などを把握し、「P D C A」サイクルに則った計画の進行管理を行います。

「P D C A」サイクルとは、「取り組みを推進しながら、課題を見出し、逐次、改善していく」という「継続的な改善のしくみ」です。

各活動の実情及び課題を把握し評価することで、計画の方向性、具体的な施策課題、計画達成までのステップなどを確認して、必要な対策を講じます。

### P D C Aサイクルに則った「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の考え方



## **II 計画の基本理念**

---

### **1 基本理念**

第六次前橋市総合計画の生命都市推進プロジェクト「元気まえばし健康輝きプロジェクト」において前橋市の目指す姿が「人と人との支えあいにより誰もが生き生きと暮らせるまち」とされています。

このこともふまえて、本計画の基本理念を定めました。

**こころふれあう  
“いきいき”  
ふるさとづくり**

**地域住民同士が交流を深めること  
により、誰もが住み慣れた環境で安心  
して生きがいのある生活を送ることが  
できる地域社会を目指します**

## **2 基本目標**

地域福祉の推進を目指した基本理念の実現に向け、本計画の基本目標を次のとおり定めます。

### **(1) こころのふるさとづくり**

#### **～助け合い支え合うことのできるまち～**

地域に暮らす誰もが、それぞれの生活を尊重しつつ地域の出来事や暮らしの課題に关心を持ちながら、支え合いや助け合いの気持ち、お互いを思いやる気持ち、「ふれあい」の機会を大切にすることは地域福祉の基本です。

地域住民自らができるることを無理せず気軽にを行い、それらを地域活動の活性化につなげていくことで、思いやりのある活力に満ちた地域づくり、こころのふるさとづくりを進めます。

## **(2) あんぜん・あんしなみづくり**

### **～安全・安心に暮らせるまち～**

生活ニーズの多様化、個別化が進み（自己実現、要介護、災害対策、防犯、教育など）、今までの一律的、個別的な福祉サービスの提供では、十分に対応できなくなってきた現在、誰もが安全・安心で豊かな暮らしを実現できるよう、地域住民自身が、自分の暮らす地域を自分自ら守り、育てていくことが必要です。

住民自らが「サービスの担い手」としての意識を高め、主体的に活動へ参加していくことのできる機会の提供、さらには人材の養成・確保のための事業への参加促進を図ります。

### **(3) 身近できめ細やかなネットワークづくり ～気軽に充実したサービスを受けられるまち～**

市民の福祉ニーズに対して、わかりやすい情報を提供し、いつでも相談・援助などが受けられる体制を実現するために、地域住民、行政、社会福祉協議会、事業者、関係団体などが相互に連携のとれたネットワークを構築することが重要です。

必要なときに、スムーズに、質の高いサービスをバランスよく利用できる体制づくりを目指します。

### 3 施策の体系

#### (1) こころのふるさとづくり

～ 助け合い支え合うことのできるまち ～

##### ア 地域活動の活性化

- ① 地域づくり推進事業の展開
- ② 社会福祉協議会による地区別活動計画の推進
- ③ 自治会活動への支援
- ④ 地区公民館などにおける社会教育活動の充実

##### イ さまざまな交流の促進

- ① ふれあい・いきいきサロン
- ② 世代を超えた市民の交流、つながりづくり
- ③ 脱「市民の孤立」

##### ウ ふれあいのこころの育成

- ① ボランティアなどの担い手育成
- ② 人権教育などの啓発
- ③ 男女共同参画の推進

## (2) あんぜん・あんしんなしくみづくり

### ～ 安全、安心に暮らせるまち ～

ア 地域生活安心プログラムの展開

イ 地域活動支援センターの整備

ウ 健康づくりの推進

エ 地域の安全確保

① 防災意識の向上

② 地域要援護者施策の充実

③ 防犯活動の充実

オ 地域の環境整備

① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

② 雇用の促進(障害者雇用、高齢者雇用)

③ 福祉サービス権利擁護事業・成年後見制度の普及

④ 環境美化とのかかわり

### (3) 身近できめ細やかなネットワークづくり

～ 気軽に充実したサービスを受けられるまち ～

ア 広報活動の充実

イ 地域福祉情報のコーディネート

ウ 関係諸機関・団体などとのネットワーク化

エ 地域包括ケアの充実



ふるさと祭り（清里）  
〔市民の交流〕

### III 地域福祉計画

#### 基本目標1 こころのふるさとづくり

##### 〔基本方針〕

- 住民が主体となった地域活動を推進する
- 住民自らが地域社会の担い手となるよう支援する
- 地域で市民同士がつながる機会を作り出していく

##### ア 地域活動の活性化

###### ① 地域づくり推進事業の展開

- 平成18年度より始まった地域づくり推進事業は、順次モデル地域が増えつつある中で、それぞれの地域特性を活かした主体的な取組みが進められています。今後も活動の担い手の拡大、活性化に向けたメニューづくり、活動拠点の確保など、活動継続に必要な支援を充実していきます。

##### 【 地域づくり推進事業 】

###### 〔取り組みの趣旨〕

誰もが安全に安心して生き生きと暮らせる地域社会を築き上げていくために、地域における魅力の充実や身近な課題の解決に向けて、地域力を発揮できる仕組みづくりを進めます。

###### 〔各地区における主な取り組み〕《18年度指定地区》

|     |  |
|-----|--|
| 上川淵 | <ul style="list-style-type: none"><li>○安全安心への関心を高める地域安全マップづくり(子どもたちの「気付き」を育てる安全マップ、高齢者の視点による優しいまちマップなど)</li><li>○休耕地を活用した無農薬野菜の栽培による食農教育(収穫野菜を使ったイベントなどの実施、エコクッキングの実習と普及活動)</li><li>○ふれあい茶話会の実施、いきいきサロンの充実など</li></ul> |
| 桂萱  | <p>【全体テーマ：健康・くらし】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ファミリーウォーキングと遊歩マップづくり(自然や史跡、文化財などのコース化)</li><li>○もったいない活動(有価物集団回収量の充実、標語募集など)</li><li>○世代間交流による支え合い、助け合い(高齢者サロン、子育てサロンの実施など)</li></ul>                     |

〔各地区における主な取り組み〕《18年度指定地区》(つづき)

|    |  |
|----|--|
| 南橘 | <p>【全体テーマ：環境に優しい地域づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○赤城白川美化活動や橋山への植樹など豊かな自然の保護</li> <li>○遊休農地を活用した菜の花プロジェクト、花・緑いっぱい活動の推進</li> <li>○有価物集団回収コンクール、使用済み油の回収、古着交換会などごみ減量リサイクルの推進</li> <li>○ふれあいいきいきサロンを町ごとに開催し、思いやり・助け合いあふれる地域に</li> </ul>                                   |
| 清里 | <p>【全体テーマ：心豊かで活力あるまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○郷土の伝統的文化と行事の活性化(清里ふるさと祭の開催)</li> <li>○地場特産物(枝豆)で郷土料理(きよさと焼き)の掘り起こしと食育活動</li> <li>○紙ごみの徹底回収(専用回収庫の設置)</li> <li>○お花マップの作成、お花看板の設置など花いっぱい運動の推進</li> </ul>  |
| 大胡 | <p>【全体テーマ：健康づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○群馬大学の協力を得たスポーツプログラムの実践</li> <li>○健康・遊び場(運動を通したサロンと子育て支援)の開催</li> <li>○元気な高齢者を支える介護予防サポートーの養成、大胡元気塾(学習会)による活動拡大、サポートーによるピンシャン体操などの各地区サロンなどでの実践</li> <li>○「食べたいごはん」の絵画・標語募集(児童生徒への食育)</li> <li>○健康ウォークフェスティバルの開催</li> </ul> |

〔各地区における主な取り組み〕《19年度指定地区》

|    |  |
|----|--|
| 若宮 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○立ち話に花を咲かせたい(お隣さんを知りお互いの存在を確認する。お喋りを楽しみながら学童を見守る)</li> <li>○身近なサロンで楽しみたい(自治会単位にサロンの立上げを進める)</li> <li>○景観と安らぎ空間を造りたい(吉野川・佐久間川の環境整備、ホタル育成など)</li> </ul>   |
| 芳賀 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いきいきサロン(健康サロン・芳賀かるたサロン・歌声サロン)を通した交流促進</li> <li>○休耕地を借用した「花いっぱい運動」の展開</li> <li>○三世代交流イベントの開催(グランドゴルフ大会、ふれあい歩け歩け大会など)</li> <li>○地区内工業団地との連携事業の展開(観桜(お花見)会、企業見学会など)</li> </ul>  |
| 総社 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○秋元歴史まつりの充実・発展 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他市町村の関連イベント視察、JR東日本との「駅からハイキング」共同実施</li> <li>・武者行列の充実(見物場所の確保、武者行列の隊列、見学者の動線など)</li> <li>・観光イベントの展開(イベント広場の開設、郷土芸能発表、地元特産品の販売)</li> <li>・特別展の充実(重要文化財の特別公開、館林市所有重要文化財の特別展示)</li> </ul> </li> </ul> |
| 宮城 | <p>【全体テーマ：交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人と人との交流(ふれあい交流会、特産品フェア、イベントカレンダー作成など)</li> <li>○自然・文化との交流(宮城地区の遺産、花いっぱい活動、荒砥川保全、景観整備など)</li> <li>○福祉の交流(安心安全マップの作成、サロン)</li> </ul>   |
| 粕川 | <p>【全体テーマ：元気な町かすかわ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ゴミの減量、リサイクルの推進(雑古紙回収、生ゴミ処理など)</li> <li>○粕川河川の環境美化(草刈り、花植えなど)</li> <li>○町民が憩え集える場所づくり(地域ごとに、いきいきサロンの開催など)</li> <li>○福祉マップ、防災マップ、粕川いきいきマップの作成</li> </ul>   |

〔各地区における主な取り組み〕《20年度指定地区》

|                    |   |
|--------------------|---|
| 南部<br>(南町・六<br>供町) | ○健康づくり：グラウンドゴルフを活用した健康づくり<br>○安全安心<br>○福祉：ふれあいいきいきサロン活動の充実  |
| 天川                 | ○少年の日活動<br>○健康(運動)<br>○福祉   |
| 下川淵                | ○環境：花いっぱい運動など<br>○歴史・文化：下川淵カルタの活用<br>○福祉：ふれあいいきいきサロンの普及   |
| 東                  | ○歴史・文化：東カルタの作成<br>○福祉：ふれあいいきいきサロンの普及  |
| 元総社                | ○歴史と伝統、環境保護：歴史講座の実施、史跡マップづくり<br>○安全安心な暮らしづくり：自主防災組織のネットワークづくり<br>○交流の場づくり：ふれあいいきいきサロンの普及、3世代グラウンドゴル<br>フ大会の実施 |



地区交流(桂萱)



地区座談会(桂萱)

## ② 社会福祉協議会による地区別活動計画の推進

### 《社会福祉協議会》

社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された、地域福祉の推進を図ることを目的とする公益の社会福祉団体です。全国都道府県、指定都市、各市町村に組織されています。

市の社会福祉事業経営者、社会福祉活動を行う者も運営に参加し、地域福祉活動の向上や福祉事業の推進役としての活動のほか、在宅福祉サービス各種相談、ボランティアのコーディネート、地域福祉権利擁護事業などに取り組んでいます。

社会福祉協議会では地域福祉活動を推進する上で、地区社会福祉協議会（地区社協）の活動を重視しています。

### 《地区社協》

前橋市内は、都市化の進捗状況、地勢状況により住民の生活課題、福祉課題はさまざまであり均一ではありません。そこで、市内を22地区(区域)の設定は、戦前からの市域は小学校区単位、それ以後の合併区域は旧町村単位としています。)に区分し、地域の特色に応じた住民活動を支援するため、地区社会福祉協議会を設置しています。

現在も地区社協を主体として、地区の実情に応じた地域福祉活動が進められていますが、より一層の充実を図るため地区別の活動計画作りを社会福祉協議会と協働しながら促進していきます。

- 地区別活動計画で示された、取り組みを推進するとともに、活動計画未着手地区への活動計画作りを促進していきます。
- 地域づくり推進事業の展開されている地域の福祉課題への対応について、地域関係団体との連携を深めながら、活動展開を図っていきます。  
モデル地区の活動を通じて、地域活動の新たな担い手の創出が図られていることから、今後は地域住民の福祉的課題・ニーズがきめ細かく把握できるよう、ネットワークを広げていきます。

## 地区別活動計画の現状

### 【各地区での活動進捗状況】

#### 若宮地区

- 自治会単位でサロンを設置

#### 南部地区

- サロン活動をとおして、個別に支援ができる体制づくり

#### 上川淵地区

- 4ブロックでふれあい茶話会の開催
- サロン活動の充実
- 担い手の育成

#### 芳賀地区

- サロン活動をとおして一声運動を充実

#### 桂萱地区

- 自治会単位でサロンを設置
- 子育て支援のためのサロンの開催
- 自治会との連携・協働

#### 南橘地区

- 自治会単位でサロンを設置
- 要援護者の災害時支援体制の整備
- 子育てサポート体制の確立

#### 清里地区

- 福祉部会を設置 今後の取り組みについて検討

#### 大胡地区

- サロン活動の充実
- 介護予防サポーターによる地域活動の開始

#### 宮城地区

- 交流をテーマに内容検討中

#### 粕川地区

- 自治会単位でサロンを設置・助け合える地域づくり

### 《平成20年度 指定地区》

文京地区・南部地区・下川淵地区・東地区・元総社地区

### ③ 自治会活動への支援

- 近年、生活様式や価値観の多様化により、地域によっては集合住宅などの増加が進むとともに、自治会への加入率が低下してきており、地域におけるコミュニティー意識の希薄化が懸念されています。

地域に住むあらゆる人々が相互に支え合うことの大切さを認め、参加するためのしくみとして、自治会活動の充実に向けた取り組みを支援していきます。

### ④ 地区公民館などにおける社会教育活動の充実

- 住民の要求に対応した生涯学習・社会教育の一層の推進に努め、地区公民館などの施設での社会教育活動の充実を図ることにより、それらを核とした地域活動の推進につなげよう努めます。

- 学習会などの社会教育活動に参加する市民は、いずれも問題意識を持って参加しており、学習の成果を自身の高齢期の生活や子育てに活かし、また子育てについては地域活動リーダーとして活躍しています。

今後は、地域の無関心層への働きかけと活動への参加を促すよう、地域住民のニーズ把握とともに市民企画のプログラムの充実を図ります。



子育てサロン 萱の芽(桂萱)



おもちゃの図書館(社会福祉協議会)

## イ さまざまな交流の促進

### ① ふれあい・いきいきサロン

- 社会福祉協議会の地域交流事業のひとつでもある、ふれあい・いきいきサロンは、前橋市内 252 自治会への普及を目指しています。今後、自治会単位でサロン活動を奨励し、地域支援体制の構築を図っていきます。サロン活動は、多くの可能性を有しているので、この活動を手段として発展させていきます。  
また、サロン活動を通じて、地区内（自治会内）の諸団体・活動とのネットワーク化を図っていきます。
- サロン活動を通じて個別支援体制を図るため、高齢者についてはサロンをケアプランのメニューに入れてもらえるよう、市内関係地域の地域包括支援センターに働きかけていきます。
- 地域ごとに活動する市民の状況が把握されてきた段階を経た後には、個別支援と地域支援が同時に、あるいは個別に実施される地域づくりを進めています。
- 地域における福祉課題の解決を目指し、人的資源の発掘・育成やノウハウの構築、関係機関・団体とのネットワーク化を進めるため、現行の社会福祉協議会スタッフによるコーディネーター機能の充実を図り、地域課題への対応力を高めていきます。



サロン活動(岩神町四丁目)



サロン活動(下沖町)

## ② 世代を超えた市民の交流、つながりづくり

- 地域で、高齢者が講師となって母親など地域の若年層に手料理や郷土料理を教える、また地元食材を活かした料理教室の開催を通じて、世代間の交流を深めるなど、本市の持つ豊かな資源を活用した地域活動の展開を図っていきます。
- すでに行われている、ふれあい・いきいきサロンなどの高齢者と子どもの交流機会の拡大・充実（世代間交流、学校拠点での交流など）を働きかけていきます。

## ③ 脱「市民の孤立」

- ふれあい・いきいきサロンや地域行事などへの参加を契機に、地域での日常的なつながりを増やすことにより、引きこもり状態や地域との接触機会の少ないひとり暮らし高齢者など市民が、気軽に外出できるよう、地域関係団体や近隣住民の理解と支援を育てていきます。

しめ縄教室(中川小)



## ウ ふれあいのこころの育成

### ① ボランティアなどの担い手育成

○若い世代にとって、住み慣れた地域社会で奉仕するこころを学ぶことは非常に有意義であるばかりか、地域の住民一人ひとりができることに参加していく機会を広めることは地域福祉の基盤づくりにもつながります。

現在、社会福祉協議会で実施している、互助型の有償の助け合い活動である「前橋ふれあいクラブ」や「ボランティア応援サイト」を通じた参加市民など活動経験ある市民を着実に増やしていきます。

○社会福祉協議会で実施している、「ボランティア活動初級基礎講座」についても、市民のボランティアニーズに即しつつ、内容の充実を図っていきます。また、地域の福祉課題にかかわりながら地域づくりに取り組める人材を発掘・育成するしくみをつくり、地域福祉活動のすそ野を広げていきます。



ふれあいクラブ担い手講習(社会福祉協議会)  
〔担い手育成〕

## **② 人権教育などの啓発**

○ 地域の住民一人ひとりが、同じ地域社会に住む市民として健全な生活を営む権利・機会を尊重し、年齢や性別を問わず自己実現や社会参加が保障される社会づくりを目指すことは、地域福祉の理念にもかなうものです。地域での活動や家庭、学校、企業などでの人権意識の啓発、人権教育などの充実を図っていきます。

## **③ 男女共同参画の推進**

○ 本市では、「市民一人ひとりが、お互いを大切にし、性別にかかわりなく、個性を輝かせて生き生きと暮らすことができる社会の実現」を目指して、平成 10 年 3 月に「前橋市女性行動計画 まえばし Wind プラン 21」を策定し、平成 15 年 3 月には「まえばし男女共同参画推進条例」を定めました。平成 16 年には条例に基づく基本計画として、「前橋市男女共同参画基本計画 まえばし Wind プラン 2004」が策定されています。

これらの実績をもとに、平成 21 年 3 月に「前橋市男女共同参画基本計画（第三次）まえばし Wind プラン 2009」が策定されます。

男女一人ひとりが、個性と能力を發揮して家庭、地域社会など様々な場面でのパートナーシップを高め、認め合うまちをつくっていきます。

## 基本目標2 あんぜん・あんしななしくみづくり

### [基本方針]

- 高齢者や障害者などが、地域で安心した生活を送れるよう、支援する
- 支援を必要とする市民も含め、相互に協力し合える関係づくりを目指す
- 地域要援護者施策の充実を図る

### ア 地域生活安心プログラムの展開

- 本市では、前橋市総合計画の基本方針に即して、きめ細かな施策目標を掲げ、保健福祉分野の総合的な推進と評価の体制を構築しています。今後、行政、社会福祉協議会やNPOなどの市民との協働もふまえた、個別専門的なサービス提供の充実を図っていきます。

#### 《地域生活安心プログラムの主なメニュー》

- 日中活動サービスの整備・充実
- 移送環境の充実
- 地域での日常生活支援サービスの整備・充実
- 就労支援の充実

- ※ 高齢、障害、子育て各分野にわたる取り組みのため、特に実施地区や関係部局・関係団体などとの調整を図り、地域での自立生活支援のネットワークづくりを進めます。

## イ 地域活動支援センターの整備

### 《地域活動支援センター》

障害のある人で、雇用されることが困難な人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの機会の提供などを行います。

- 障害のある人の日常生活や、地域活動支援センターの機能、果たすべき役割など、地域住民に対するPR・情報提供を図りながら、障害者の住み慣れた地域での活動を支援していきます。

## ウ 健康づくりの推進

- 市内各団体からの希望により、いきいき健康教室など、保健師・栄養士・歯科衛生士が、健康づくりや前橋市で実施している健康施策、プランなどの取り組みを紹介する事業を実施しています。

参加市民・団体からは、非常にわかりやすいとの評判で、開催希望団体が増えており、本事業をきっかけとして、学校や企業との連携も広がりつつあります。

- すこやか健康教室は、市民の身近な地域への出前により実施しています。自分の住んでいる地域にいながら専門職から話を聞けたり、実習ができたりする点が評価されています。
- 今後は、現在健康な成人層市民への意識付けや、参加への呼びかけの工夫を図り、健康づくりが生涯を通じた取り組みとして定着するよう推進します。

### ※メニューの一例

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| ・健康まえばし21            | ・元気 まえばし 食育プラン   |
| ・食事バランスガイドとは?        | ・メタボリックシンドロームの予防 |
| ・健康づくりのための運動とは?      | ・はじめよう口腔ケア       |
| ・適量飲酒とは?             | ・健康と喫煙           |
| ・うつ病にならないために今からできること |                  |

- こんにちは赤ちゃん事業は、生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる家庭を、保健推進員などが全戸訪問し、各種母子保健事業の紹介、子育て情報などのパンフレット配布を行うほか、子育ての様子をうかがい、相談がある場合は保健師などへ連絡し適切な指導へとつないでいます。子育て支援のきっかけ作り効果が発揮されています。(H20年度開始事業)
- 少子化の進む中で子育てに関する不安や悩みを抱える家庭などを支援し、地域で安心して子どもを中心とした生活が送れるよう、地域の関係機関のネットワーク化を図ります。
- 平成18年度の介護保険制度改革に伴って、介護予防を推進するための取り組みが創設されましたが、今後はより一層の普及拡大を図り、高齢者自らが取り組む事業に加え、地域全体で介護予防に取り組めるよう、支援していきます。  
高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく健康でいきいきとした老後生活を送れるよう支援していきます。(介護予防一般高齢者施策)

- ・高齢者が自ら取り組む介護予防：いきいき長生き教室、介護予防教室、ピンシャン！元気体操教室、ピンシャン！元気アップ教室、健康教育、健康相談
- ・地域で取り組む介護予防：自主グループ立ち上げ支援、介護サポートー育成、認知症サポートー育成

遊び場サロン(大胡)  
[健康づくり]



- 生活機能評価（新さわやか健診）により把握された、要介護状態になるリスクが高いと認められた在宅高齢者（65歳以上）を対象として、介護予防プログラムを提供していきます。（介護予防特定高齢者施策）

- ・通所型（ピンシャン！元気塾）：運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善などを目的に市内5ヶ所で実施
- ・訪問型：通所が困難な場合などに実施

## エ 地域の安全確保

### ① 防災意識の向上

- 市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と市民福祉の確保を目的とした、地域防災計画が平成18年4月に施行されました。
- 市民が、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発に努めます。  
また、地域においては自主防災組織作りを通じて、緊急時の避難などの支援の必要な市民の把握や、「近所づきあい」などふだんからのコミュニケーションを大切にするなど、市民一人ひとりの気づきや自主的な活動で意識づくりを図るよう、支援していきます。
- 地区社協活動の中で、防犯や防災をテーマとして取り上げる機会を設け、具体的な支援方法、連絡体制など、情報提供や相談対応のきっかけを提供していきます。

## ② 地域要援護者施策の充実

- 要援護者支援方策（厚労省）個別の情報の把握と共有を推進します。

日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生委員児童委員などの関係機関などとの間で共有を図り、要援護者が安心して地域での生活を送ることができるよう努めます。

なお、こうした取り組みが災害時などの緊急事態の際の迅速かつ的確な要援護者支援につながります。

### 1. 要援護者の把握に関する事項

日ごろからの地域内の交流をベースに、専門機関が中心となって、支援を必要とする高齢者、障害者、子育て家庭などの把握、情報提供を図れる関係作りを進めています。

### 2. 要援護者情報の共有に関する事項

地域で信頼される関係を築くためには、ふだんからの顔見知りの関係づくりはもとより、専門機関のスタッフによる日常的な相談対応や支援の機会が重要となります。

あくまで市民一人ひとりの必要に応じたかかわりを積み上げながら、ネットワークを広げます。

### 3. 要援護者の支援に関する事項

自治会・町内会の福祉委員や民生委員児童委員による訪問活動、社会福祉協議会などによるいきいきサロン活動など、支援を必要とする市民には、近隣住民などによる日常的な見守り活動や助け合い関係づくりを進めることができます。今後は実施地区を増やし、地域で継続して活動できるよう、社会福祉協議会が中心となって、取り組んでいきます。

### ③ 防犯活動の充実

○ 携帯電話やインターネットの普及に伴って、機能を悪用した犯罪が身近な地域社会でも起きるようになってきています。

今までの犯罪とは異なる展開が多く見られることから、子どもや高齢者などを犯罪から守るために取り組みについて、すべての市民が意識を高めていくよう努めます。

○ ひとり暮らし高齢者世帯などの増加に対応し、地域社会全体で防犯への意識を高めていく取り組みを強化します。



地域安全マップづくり(上川淵)  
〔地域の安全確保〕

## オ 地域の環境整備

### ① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

○ 高齢者、障害者のみならず可能な限りすべての人を対象に想定し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方で、公共交通機関や主な駅周辺などの歩行空間、病院などの不特定多数の方が利用する建築物などに関するバリアフリー施策の推進を図ります。

- ・ 幅の広い歩道の整備や建築物の出入口の段差解消、公園整備などによる憩いと交流の場の確保など、総合的な福祉のまちづくり
- ・ 歩道、自転車道の連続したネットワーク化による交通安全の確保
- ・ 安全安心で快適な歩行空間の整備 など

### ② 雇用の促進

○ 障害者や高齢者が、それぞれのその適性と能力、社会経験などに応じて可能な限り雇用の場に就くことができるよう支援していきます。

- ・ 就労移行支援、就労継続支援
- ・ 障害者雇用促進に関する事業への支援
- ・ ハローワークによる職業紹介（ハローワーク前橋） など

### ③ 福祉サービス権利擁護事業・成年後見制度の普及

○ 少子高齢化、核家族化の進む中で、市民が安心して福祉サービスを利用しながら地域での生活を継続できるよう、福祉サービス利用に係る支援や金銭管理など手続きを行う、福祉サービス権利擁護事業の普及を図ります。

また、認知症など判断力の低下に伴って日常生活が困難化した場合でも成年後見制度の活用により地域での生活が継続できるよう、制度の普及・啓発を図ります。

#### ④ 環境美化とのかわり

○ 市民一人ひとりが住みよい環境づくりに取り組むためには、ふだんの生活における心がけとそれを支援するしくみが不可欠です。特に、ひとり暮らし高齢者世帯などでは、早朝のごみ出しや回収場所への運搬などの負担が生じることから、地区社協などの地域団体や事業者の理解と協力を得ながら、地域における日常生活での支援のしくみを確立するよう努めます。

また、ごみ出しなどの日常生活の一部を地域とのつながりを育てるきっかけにしたり、定期的な安否確認の手段にしたりといった活用を進めます。



河川清掃(粕川)

[環境美化]

## 基本目標3 身近できめ細やかなネットワークづくり

### 〔基本方針〕

- 市民一人ひとりが、必要に応じて適切な情報を得られるよう支援する
- 多様化・複雑化するニーズに対応する基盤の整備を図る
- 福祉サービスを安心して利用することのできるしくみを整備する

### ア 広報活動の充実

- 保健福祉関連の情報は、対象者の健康状態や生活状況などに応じてきめ細かく設計されています。高齢者など日常的に情報に接する機会の少ない市民にとっても、制度やサービスに関する情報を分かりやすく提供し、利用へとつなげていくことが必要です。行政、社会福祉協議会それぞれの情報について、総合的に提供できる環境づくりを進めています。このため、行政、社会福祉協議会それぞれの情報について、総合的に提供できる環境づくりを推進します。

### イ 地域福祉情報のコーディネート

- 地域における福祉課題は、社会福祉協議会や自治会など関係団体・関係者が把握していますが、今後情報の集約・一元化などにより、個別課題についても迅速かつ効果的に対応できるしくみづくりがポイントになります。このため、社会福祉協議会におけるコーディネート機能を発揮するなどして、地域の情報資源を公共的機関につなげていく機能の充実を図ります。

### ウ 関係諸機関・団体などのネットワーク化

- 地域での取り組みや活動推進の中で見えてくる課題について、行政を始め保健福祉の専門機関や事業所などと協議する機会を設けるため、地域におけるケアシステムの構築を図る機会を増やしていきます。

## **エ 地域包括ケアの充実**

- 支援や介護を必要とする高齢者と介護家族が、身近な地域で相談・支援が受けられるよう、各生活圏域において地域包括支援センターとそのブランチ（窓口機関）の整備を進めます。また、地域包括支援センター間のネットワークの強化と基幹機能の整備により、高度な相談・支援機能などを発揮できるよう、体制の構築を進めます。

## **IV 地域福祉活動計画**

---

### **1 社会福祉協議会における基本的考え方**

今日、これまでと比べ家族や社会の形が大きく変化してきた中で、一人暮らしの高齢の方、障害を持った方、小さな子どもたちなど地域社会の中で支援を必要とする人たちが年々増えてきています。

健康状態や年齢、障害の有無に限らず、だれもが住み慣れたところで安心して暮らし続けられることを強く望んでいます。

現状では、社会の様々な変化によってこれまでの福祉制度の枠組みだけでは対応できない状況が出てきていますが、これからは今まで以上に地域の人たちみんなで支えて行くことが大事なことです。

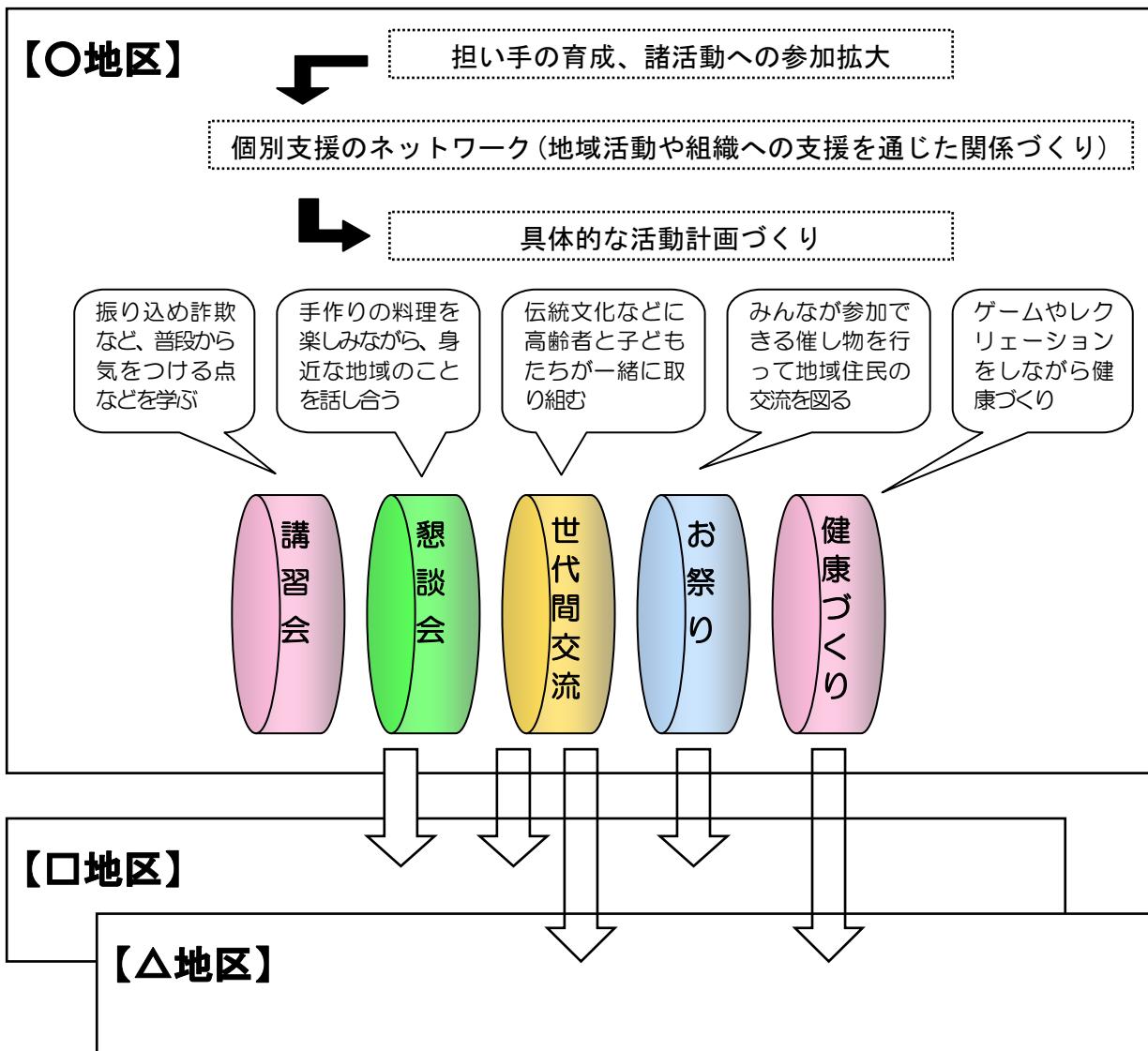
こうした背景を踏まえ、地域の実情に合った福祉の実現を目指し、住民の協力を得ながら、地域の助け合い・支え合いの仕組みづくりを進めています。

**※ 地域福祉計画と地域福祉活動計画は一体のものとして作成していることから、社会福祉協議会の取り組みについても、基本目標を共有した記載としています。**

## 2 社会福祉協議会が目指す地域福祉活動

社会福祉協議会では、地域福祉活動を市内各地域で育成、発展することを目指して、この計画に示された施策・事業を地域の実情に即して段階を追って進めるよう、計画的に取り組んでいきます。

### 【 地域ごとの活動を育てて支援するイメージ 】



### 《 社会福祉協議会（地区社協）の役割 》

- 検討・実践を通じて得たノウハウを他地区での活動に生かす
- 地域住民の関心、意向などを検討し、実現に向けた取り組みを支援する
- 継続的な活動として定着・発展していくよう支援する

### 3 社会福祉協議会における取り組み

#### 1 こころのふるさとづくり ～ 助け合い支え合うことのできるまち ～

##### ア 地域活動の活性化

- ① 地区社協による地区別活動計画の推進
- イ さまざまな交流の促進
  - ① ふれあい・いきいきサロン
  - ② 地区担当制の展開
  - ③ 世代を超えた市民の交流、つながりづくり
- ウ ふれあいのこころの育成
  - ① 福祉教育の推進
  - ② ボランティア等の担い手養成・ボランティアリーダーの養成
  - ③ 住民参加型在宅福祉サービスの推進

#### 2 あんぜん・あんしんなしくみづくり

～ 安全、安心に暮らせるまち ～

##### ア 地域生活安心プログラムの展開

#### 3 身近できめ細やかなネットワークづくり

～ 気軽に充実したサービスを受けられるまち ～

##### ア 広報活動の充実

##### イ 地域福祉情報のコーディネート

## 基本目標1 こころのふるさとづくり

### ア 地域活動の活性化

- 子どもから高齢者まで幅広い世代の人や障害のある人を地域全体で支えあえるような体制づくりを進めます。
- 地区担当職員を配置して、地域福祉活動を住民と一緒に取り組み、地域活動を活性化していきます。

#### ① 地区社協による地区別活動計画の作成・推進

- 地域づくり推進事業との協働、担い手の養成、地区担当者の働きかけにより、地区の実情に応じた福祉課題の解決を進めます。
- 地区社協単位で、支え合いと助け合いの仕組みを構築していきます。

### イ さまざまな交流の促進

- 福祉のまちづくりは人ととのつながりから始まるものです。つながりのきっかけとなる取り組みを検討・実施することを通じて、身近でできる関係づくりを進めています。
- 自治会、民生委員児童委員、交通指導員、防犯パトロール、青少年推進委員、老人クラブ、保健推進員、などの各種団体と連携しながら進めています。また、市民相互のつながりが世代を超えた横のつながりへと発展するよう、「小中学校けやきのはぐくみ事業」や「こんにちは赤ちゃん事業」をはじめとする事業などで世代間の交流を促進します。
- 各地区、自治会に根付いている伝統行事をとおして、自分の町に愛着を持てる関係づくりを支援していきます。
- こうした多様な活動の連携を通じて、幅広い世代が自分の住む地域に目を向けるきっかけづくりを進めます。

## ① ふれあい・いきいきサロン～交流・参加の機会づくり～

### ○ サロン活動（正式名称 ふれあい・いきいきサロン）

社会福祉協議会の地域交流事業のひとつ。

地域住民が歩いていける範囲内で、参加者である高齢者自身とボランティアの方と一緒に企画をして内容を決めて進めており、新しい仲間づくりの活動もあります。

近隣、高齢者同士、子育て中の母親、また幼稚園などに入園する前の子どもたちとの交流も図られています。

サロン活動に参加することにより顔見知りの関係が生まれてきています。今後、個別支援の体制を図っていく（しきけ役・機能の存在）ことも構想しています。

地域での生活の長い高齢者自身が参加することにより、地域の生活課題が浮かび上がってきます。社会福祉協議会では、コーディネーターがそれら課題を拾い上げる役割を担っています。また、地域住民では対応が難しい局面では、福祉の専門家やサービス事業者がかかわるよう、しくみづくりを考えています。それぞれの地域において、地域で地域支援と個別支援ができるネットワークづくりを最終の目標としています。

- 身近な歩ける範囲での「交流参加の場づくり」である「ふれあい・いきいきサロン活動」について、各自治会単位で地域の実情に合わせながら、開催に向けて支援していきます。
- また、他機関すでに実施している、いきいき健康教室、健やか健康教室、ピンシャン元氣体操、元気広げたいそう等とも連携し、身近な自治会単位で、世代間が交流・参加し、その地域に住む住民のつながりを深められるようにしていきます。
- ボランティア、地域の団体、行政、社会福祉協議会で実施している関連のある活動を、地域で生かされるように、社会福祉協議会による調整機能を充実します。

|                  | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ふれあい・いきいきサロン等の開催 | 策定  | 継続  |     | 見直し |     | 見直し |     | 第2期 |

## ② 地区担当制の展開

- 市内全地区社協単位に地区担当職員を配置し、地域の福祉活動を住民と一緒に取り組み、地域活動を活性化していきます。  
地区担当は、地域に起こる、複合・重層的な福祉課題について、地域内、専門機関との連絡調整を通じて、問題解決を図っていきます。
- 社会福祉協議会では、職員の資質向上を図りコーディネーター機能の充実を図り、地域課題への対応力を高めていきます。

|          | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 地区担当制の実施 | 策定  | 継続  |     | 見直し |     | 見直し |     | 第2期 |

## ③ 世代を超えた市民の交流、つながりづくり

- 年齢や障害の有無にかかわらず、市民が交流できる場づくりを進めています。「のびゆくこどものつどい」と共催の「ふれあいの広場事業」等をとおして、地域の行事に気軽に参加・交流できるようにしていきます。
- また、障害者が、イベント等に参加しやすいように行政サービスの利用支援を引き続き進めます。

|                                       | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|---------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ふれあいの広場の開催                            | 策定  | 継続  |     | 見直し |     | 見直し |     | 第2期 |
| 在宅障害者海浜生活訓練、おもちゃ図書館への協力               | 策定  | 継続  |     | 見直し |     | 見直し |     | 第2期 |
| 行政サービスの利用支援(手話通訳制度、要約筆記制度、ガイドヘルプサービス) | 策定  | 継続  |     | 見直し |     | 見直し |     | 第2期 |

## ウ ふれあいのこころの育成

- 福祉を市民に身近なものとする仕組みづくりと、市民が気兼ねなく参加できる仕組みづくりを進めていきます。

### ① 福祉教育の推進

- 地域、学校、職場を対象として、福祉体験を主なメニューとして実施します。また体験した内容が日常生活の中で生かされるように進めていきます。併せて、地域でのボランティア活動の担い手を増やすよう、生かしていきます。

|                             | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 小中学校の総合学習での福祉の取り組みの支援       | 策定  | 継続  |     | 見直し |     | 見直し |     | 第2期 |
| PTA・ボランティアグループ等各種団体の福祉講座の開催 | 策定  | 継続  |     | 見直し |     | 見直し |     | 第2期 |
| 企業でのボランティア研修会・福祉講座の開催       | 策定  | 継続  |     | 見直し |     | 見直し |     | 第2期 |

## ② ボランティア等の担い手養成・ボランティアリーダーの養成

- 新しいボランティアの養成を図り、すそ野を広げていくとともに、活動の核となるリーダーを育成していきます。
- 参加者がボランティア活動への興味・関心を引き出せるよう、地域、団体、施設との連携を密にし、活動の活発化を図ります。
- ボランティアをしたい、受け入れたい双方の調整役として、ボランティアセンターのコーディネート機能を強化していきます。

|                 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ボランティア養成講座の開催   | 策定  | 継続  |     | 見直し |     | 見直し |     | 第2期 |
| ボランティア登録の促進     | 策定  | 継続  |     | 見直し |     | 見直し |     | 第2期 |
| ボランティア活動保険の加入促進 | 策定  | 継続  |     | 見直し |     | 見直し |     | 第2期 |

## ③ 住民参加型在宅福祉サービスの推進

- 福祉について学んだ人たちが、住民参加型在宅福祉サービスの担い手にスムーズに参加できるよう適切なフォローを行い、「志縁（ボランタリーな関係）」を充実・活性化していきます。

|                  | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 住民参加型在宅福祉サービスの推進 | 策定  | 継続  |     | 見直し |     | 見直し |     | 第2期 |

## 基本目標2 あんぜん・あんしんなしくみづくり

- 現在、市内の様々な地域団体や保健福祉にかかる専門機関が年齢、性別、障害の有無に関係なく、地域における安心・安全のための活動について取り組みを始めています。
- 社会福祉協議会では必要に応じ、行政、公的団体、民間団体、住民との調整役となり、支援を必要とする市民も含めて、相互に協力し合える関係づくりを進めています。

### ア 地域生活安心プログラムの展開

- 高齢者、障害者にとっては、日常生活のゴミ出しや、電球交換等の小さな不便が積み重なることで、暮らしにくくなります。
- サロン活動等による日頃からの地域内の交流、見守り・助け合い活動を基に、ボランティアの支援、行政サービス、地域の福祉施設等と連携し、「住み慣れた地域で住み続けられる」よう社会福祉協議会が調整役となりネットワークを作っていきます。
- 支援を求めている人に住民が気づける仕組みづくり、併せて、対象者の生活を尊重しつつ、介護事業、日常生活自立支援事業等にかかる専門職と住民参加で支え合う体制づくりを進めて行きます。

|                      | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 日常生活自立支援事業・成年後見制度の普及 | 策定  | 継続  |     | 見直し |     | 見直し |     | 第2期 |
| 介護事業との連携             | 策定  | 継続  |     | 見直し |     | 見直し |     | 第2期 |
| 災害時の対応               | 策定  | 継続  |     | 見直し |     | 見直し |     | 第2期 |

## 基本目標3 身近できめ細やかなネットワークづくり

### ア 広報活動の充実

- 「思いやり・助け合い・支え合い」を主に情報提供し、市民に福祉を身近なものとなるよう、多様な活動を進め、市民が福祉活動に参加できるきっかけづくりとします。

|                    | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 社協だよりでの広報          | 策定  | 継続  |     | 見直し |     | 見直し |     | 第2期 |
| 地区会合に出向き講演会・研修会の開催 | 策定  | 継続  |     | 見直し |     | 見直し |     | 第2期 |
| 地区座談会の実施           | 策定  | 継続  |     | 見直し |     | 見直し |     | 第2期 |

### イ 地域福祉情報のコーディネート

- 地域の福祉課題の実態を調査し、明らかにして、自治会、民生委員児童委員、福祉施設等と連携・協働しながら問題の解決に向けて支援します。

|                | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 地域福祉情報のコーディネート | 策定  | 継続  |     | 見直し |     | 見直し |     | 第2期 |

# 資料編

---

|   |               |    |
|---|---------------|----|
| 1 | 要綱等           | 45 |
| 2 | 委員名簿および審議経過   | 49 |
| 3 | 前橋市の概要        | 51 |
| 4 | 経年推移等         | 51 |
| 5 | 前橋市社会福祉協議会の概要 | 55 |

---

## **1 要綱等**

---

### 前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画(以下これらを「計画」という。)を策定するに当たり広く市民等の意見を聴くため、前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し意見を述べること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関し意見を述べること。

#### (組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動団体の関係者
- (3) 公募による者
- (4) 福祉関係団体に属する者
- (5) 医療関係団体に属する者

2 委員会は、委員16人以内で構成する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長がこれを招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

#### (専門部会)

第7条 第2条に掲げる所掌事項の事前の調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営については、別に定める。

(意見の聴取等)

第8条 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月11日から施行する

前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画に関する  
前橋市・前橋市社会福祉協議会合同検討委員会設置要綱  
(設置)

第1条 前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画（以下これらを「計画」という。）の策定に当たり必要な事項について協議及び検討を行うため、前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画に関する前橋市・前橋市社会福祉協議会合同検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 第6条に規定する計画策定ワーキンググループにより整理された課題
- (3) その他計画の策定に関し必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（ワーキング）

第6条 委員会の下に各部課担当者レベルにおける計画策定のための機関として、計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）を設置する。

- 2 ワーキングは、第2条に定める委員会の所掌事務について、調査、研究及び課題の整理をするほか、計画に関する施策の推進のために必要な事項の協議を行う。

3 ワーキングのグループメンバーは、委員会に属する関係課長により推薦された職員をもって充てる。

4 ワーキングにはリーダー及びサブリーダーを置き、グループメンバーの互選により定める。

5 ワーキングの会議は、リーダーが招集し、その議長となる。

6 議長は、必要があると認めるときは、グループメンバー以外の職員に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 リーダーは、ワーキングで検討した結果を委員長に報告しなければならない。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の協議及び検討の経過及び結果について、必要に応じ市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会及びワーキングの庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキングの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年8月11日から施行する。

別表（第3条関係）

|      |  |
|------|--|
| 委員長  | 保健福祉部長   |
| 副委員長 | 社会福祉課長 政策課長  |
| 委員   | いきいき生活課長 安全安心課長 児童家庭課長 介護高齢福祉課長 障害福祉課長 保健予防課長 環境課長 都市計画課長 道路建設課長 教育委員会総務課長 生涯学習課長 青少年課長 前橋市社会福祉協議会事務局長 |

## 2 委員名簿および審議経過

前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画策定委員名簿

| No. | 策 定 委 員           |          |      |
|-----|-------------------|----------|------|
| 1   | うめざわ ともこ<br>梅澤朋子  | 市民活動団体選出 |      |
| 2   | おおたに しちろう<br>大谷七郎 | 福祉関係団体選出 |      |
| 3   | おおもり あきお<br>大森昭生  | 学識経験者選出  | 委員長  |
| 4   | くりやま みつお<br>栗山光男  | 公募選出     |      |
| 5   | こんどう みどり<br>近藤みどり | 医療関係団体選出 |      |
| 6   | しょうじ まさみ<br>庄司雅美  | 市民活動団体選出 | 副委員長 |
| 7   | せきね まさじ<br>関根政次   | 市民活動団体選出 |      |
| 8   | てしまたまさあき<br>手嶋正昭  | 福祉関係団体選出 |      |
| 9   | なかざわ せいじ<br>中澤清次  | 福祉関係団体選出 |      |
| 10  | なかじま かつえ<br>中島かつ江 | 福祉関係団体選出 |      |
| 11  | ながしま なおこ<br>永島直子  | 公募選出     |      |
| 12  | なかじま まさお<br>中島政男  | 市民活動団体選出 |      |
| 13  | はたの さちこ<br>波田野幸子  | 福祉関係団体選出 |      |
| 14  | はつとり のりあき<br>服部徳昭 | 医療関係団体選出 |      |
| 15  | ひぐち かずよ<br>樋口香津代  | 福祉関係団体選出 |      |

※名簿順位は五十音順

## 審議経過

| 年月日            | 主な審議事項 |  |
|----------------|--------|--|
| 平成20年<br>10月9日 | 第1回    | (1) 正副委員長の選出<br><br>(2) 前橋市地域福祉活動計画・前橋市地域福祉活動計画について<br><br>(3) 前橋市地域福祉活動計画の進捗状況について<br><br>(4) 他市の策定状況について<br><br>(5) 質疑応答<br><br>(6) 次回開催日程 |
| 12月18日         | 第2回    | (1) 計画素案の概要<br><br>(2) 質疑応答<br><br>(3) 協議<br><br>(4) 次回開催日程  |
| 平成21年<br>3月5日  | 第3回    | (1) 計画案について<br><br>(2) パブリックコメントの実施と結果について<br><br>(3) 質疑応答   |

### 3 前橋市の概要 (平成20年4月1日現在)

|                                      |                               |
|--------------------------------------|-------------------------------|
| 面 積                                  | 241.22 km <sup>2</sup>        |
| 人 口                                  | 318,830人(男155,808人 女163,022人) |
| 世 帯 数                                | 125,970世帯                     |
| 一般会計予算額                              | 1,226億5,414万円                 |
| 民生委員児童委員                             | 626人(主任児童委員48人を含む)            |
| 生活保護世帯                               | 2,043世帯                       |
| 身体障害者数                               | 10,459人(3.28%)                |
| 知的障害者数                               | 1,618人(0.50%)                 |
| 精神障害者数                               | 1,008人(0.32%)                 |
| 高 齢 化 率                              | 22.08%(65歳以上人口 70,399人)       |
| 高齢者世帯数                               | 38,302世帯(うち、高齢者単独世帯は13,935世帯) |
| * 「人口」「世帯数」「高齢化率」「高齢者世帯数」は、住民基本台帳による |                               |

### 4 経年推移等

[人口・世帯]

本市の男女別人口・世帯数(平成17年～平成20年)

|        |     | 平成17年   | 平成18年   | 平成19年   | 平成20年   |
|--------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 住民基本台帳 | 世帯数 | 121,659 | 123,437 | 124,782 | 125,970 |
|        | 男性  | 156,173 | 156,361 | 156,110 | 155,808 |
|        | 女性  | 163,241 | 163,475 | 163,228 | 163,022 |
|        | 小計  | 319,414 | 319,836 | 319,338 | 318,830 |
| 外国人登録  | 世帯数 | 3,562   | 3,291   | 3,254   | 3,354   |
|        | 男性  | 2,150   | 2,213   | 2,170   | 2,222   |
|        | 女性  | 2,569   | 2,359   | 2,330   | 2,420   |
|        | 小計  | 4,719   | 4,572   | 4,500   | 4,642   |
| 合 計    |     | 平成17年   | 平成18年   | 平成19年   | 平成20年   |
|        | 世帯数 | 125,221 | 126,728 | 128,036 | 129,324 |
|        | 男性  | 158,323 | 158,574 | 158,280 | 158,030 |
|        | 女性  | 165,810 | 165,834 | 165,558 | 165,442 |
|        | 計   | 324,133 | 324,408 | 323,838 | 323,472 |

・住民基本台帳 4月1日現在

本市年齢区分別人口の推移(平成17年～平成20年)

(単位:人)

| 区分      | 平成17年   | 平成18年   | 平成19年   | 平成20年   | 増減<br>(平成17～20年) |
|---------|---------|---------|---------|---------|------------------|
| 0～5歳    | 17,603  | 17,333  | 17,025  | 16,690  | -913             |
| 増減(対前年) |         | -270    | -308    | -335    |                  |
| 6～11歳   | 18,358  | 18,367  | 18,098  | 18,176  | -182             |
| 増減(対前年) |         | 9       | -269    | 78      |                  |
| 12～14歳  | 9,395   | 9,311   | 9,410   | 9,198   | -197             |
| 増減(対前年) |         | -84     | 99      | -212    |                  |
| 15～19歳  | 17,115  | 16,798  | 16,282  | 15,956  | -1,159           |
| 増減(対前年) |         | -317    | -516    | -326    |                  |
| 20～35歳  | 66,984  | 65,818  | 64,449  | 62,790  | -4,194           |
| 増減(対前年) |         | -1,166  | -1,369  | -1,659  |                  |
| 36～50歳  | 60,429  | 60,778  | 61,005  | 61,619  | 1,190            |
| 増減(対前年) |         | 349     | 227     | 614     |                  |
| 51～64歳  | 65,042  | 64,961  | 64,474  | 64,002  | -1,040           |
| 増減(対前年) |         | -81     | -487    | -472    |                  |
| 65～69歳  | 17,844  | 18,233  | 18,857  | 19,258  | 1,414            |
| 増減(対前年) |         | 389     | 624     | 401     |                  |
| 70～89歳  | 43,978  | 45,423  | 46,759  | 47,987  | 4,009            |
| 増減(対前年) |         | 1,445   | 1,336   | 1,228   |                  |
| 90歳～    | 2,666   | 2,814   | 2,979   | 3,154   | 488              |
| 増減(対前年) |         | 148     | 165     | 175     |                  |
| 計       | 319,414 | 320,110 | 318,675 | 318,147 | -1,267           |
| 増減(対前年) |         | 696     | -1,435  | -528    |                  |

・住民基本台帳 4月1日現在

[高齢化関連]

国勢調査から見た本市の高齢者数の推移(各年 10月 1日現在)※平成 17 年は合併後

単位:人、%

| 年                        | 昭和 55 年           | 昭和 60 年            | 平成 2 年             | 平成 7 年             | 平成 12 年            | 平成 17 年            | 平成 19 年            |
|--------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 総人口                      | 人<br>265,169      | 人<br>277,319       | 人<br>286,261       | 人<br>284,788       | 人<br>284,155       | 人<br>318,584       | 人<br>318,830       |
| 高齢者数<br>65 歳以上<br>(高齢化率) | 24,250<br>(9.15%) | 28,169<br>(10.15%) | 33,711<br>(11.78%) | 41,685<br>(14.64%) | 50,425<br>(17.70%) | 65,441<br>(20.54%) | 70,399<br>(22.08%) |
| 65 歳～74 歳<br>【前期高齢者】     | 15,734<br>(5.93%) | 17,352<br>(6.25%)  | 20,210<br>(7.06%)  | 25,424<br>(8.93%)  | 29,819<br>(10.49%) | 35,017<br>(10.99%) | 36,205<br>(11.36%) |
| 75 歳以上<br>【後期高齢者】        | 8,516<br>(3.21%)  | 10,817<br>(3.90%)  | 13,501<br>(4.72%)  | 16,261<br>(5.71%)  | 20,606<br>(7.25%)  | 30,424<br>(9.55%)  | 34,194<br>(10.72%) |

・住民基本台帳 4月1日現在

一人暮らし高齢者世帯数の推移

| 年                 | 平成 2 年             | 平成 7 年             | 平成 12 年            | 平成 17 年            |
|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 総世帯数              | 世帯<br>106,790      | 世帯<br>114,697      | 世帯<br>122,070      | 世帯<br>126,561      |
| 高齢者を含む<br>世帯数     | 27,552<br>(25.80%) | 32,947<br>(28.73%) | 38,455<br>(31.50%) | 43,331<br>(34.24%) |
| うち一人暮らし<br>高齢者世帯数 | 3,542<br>(3.32%)   | 4,950<br>(4.32%)   | 6,877<br>(5.63%)   | 8,858<br>(7.00%)   |

・国勢調査 10月1日現在

[障害者関連]

身体障害者数の年次推移

| 区分<br>年度 | 視覚障害 | 聴覚・平衡<br>機能障害 | 音声・言語<br>機能障害 | 肢体不自由 | 内部障害  | 計      |
|----------|------|---------------|---------------|-------|-------|--------|
| 15       | 643  | 838           | 70            | 4,543 | 2,393 | 8,487  |
| 16       | 810  | 985           | 78            | 5,287 | 2,794 | 9,954  |
| 17       | 807  | 993           | 78            | 5,393 | 2,877 | 10,148 |
| 18       | 794  | 1,001         | 86            | 5,475 | 2,967 | 10,323 |
| 19       | 779  | 1,000         | 79            | 5,525 | 3,076 | 10,459 |

・3月31日現在

### 身体障害者手帳等級別交付状況

| 区分        | 1級    | 2級    | 3級    | 4級    | 5級    | 6級    | 計      |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 視覚障害      | 309   | 204   | 51    | 60    | 86    | 69    | 779    |
| 聴覚・平衡機能障害 | 139   | 248   | 123   | 163   | 2     | 325   | 1,000  |
| 音声・言語機能障害 | 1     | 3     | 47    | 28    | ----- | ----- | 79     |
| 肢体不自由     | 1,362 | 1,319 | 783   | 1,049 | 716   | 296   | 5,525  |
| 内部障害      | 2,081 | 33    | 463   | 499   | ----- | ----- | 3,076  |
| 計         | 3,892 | 1,807 | 1,467 | 1,799 | 804   | 690   | 10,459 |

・3月31日現在

### 平成19年度新規（再交付を含む）身体障害者手帳交付状況

| 区分        | 18歳未満 | 18歳以上 | 計   |
|-----------|-------|-------|-----|
| 視覚障害      | 1     | 22    | 23  |
| 聴覚・平衡機能障害 | 3     | 42    | 45  |
| 音声・言語機能障害 | 0     | 6     | 6   |
| 肢体不自由     | 4     | 415   | 419 |
| 内部障害      | 2     | 378   | 380 |
| 計         | 10    | 863   | 873 |

・3月31日現在

### 療育手帳交付台帳登載数の推移（知的障害）

| 年度 |       | 重度      |       | 中度      |       | 軽度      |       |
|----|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
|    |       | IQ25 以下 |       | IQ26～50 |       | IQ51～75 |       |
|    |       | 18歳未満   | 18歳以上 | 18歳未満   | 18歳以上 | 18歳未満   | 18歳以上 |
| 15 | 1,145 | 123     | 352   | 82      | 317   | 66      | 205   |
| 16 | 1,399 | 151     | 420   | 101     | 374   | 88      | 265   |
| 17 | 1,472 | 160     | 444   | 94      | 384   | 100     | 290   |
| 18 | 1,528 | 161     | 471   | 90      | 397   | 102     | 307   |
| 19 | 1,618 | 174     | 473   | 112     | 406   | 136     | 317   |

・3月31日現在

### 精神障害者保健福祉手帳交付状況

| 年度 | 1級  | 2級  | 3級  | 計     |
|----|-----|-----|-----|-------|
| 15 | 226 | 254 | 109 | 589   |
| 16 | 295 | 345 | 145 | 785   |
| 17 | 352 | 400 | 157 | 909   |
| 18 | 380 | 398 | 168 | 946   |
| 19 | 409 | 441 | 158 | 1,008 |

・3月31日現在

## 5 前橋市社会福祉協議会の概要

創立 昭和26年7月23日  
法人化 昭和42年3月 6日  
顧問 1名  
役員 16名 (会長: 1名 副会長: 3名 常務理事: 1名 理事: 11名)  
監事 2名 評議員 42名

### 【役員等の選出区分及び人員】

(単位: 人)

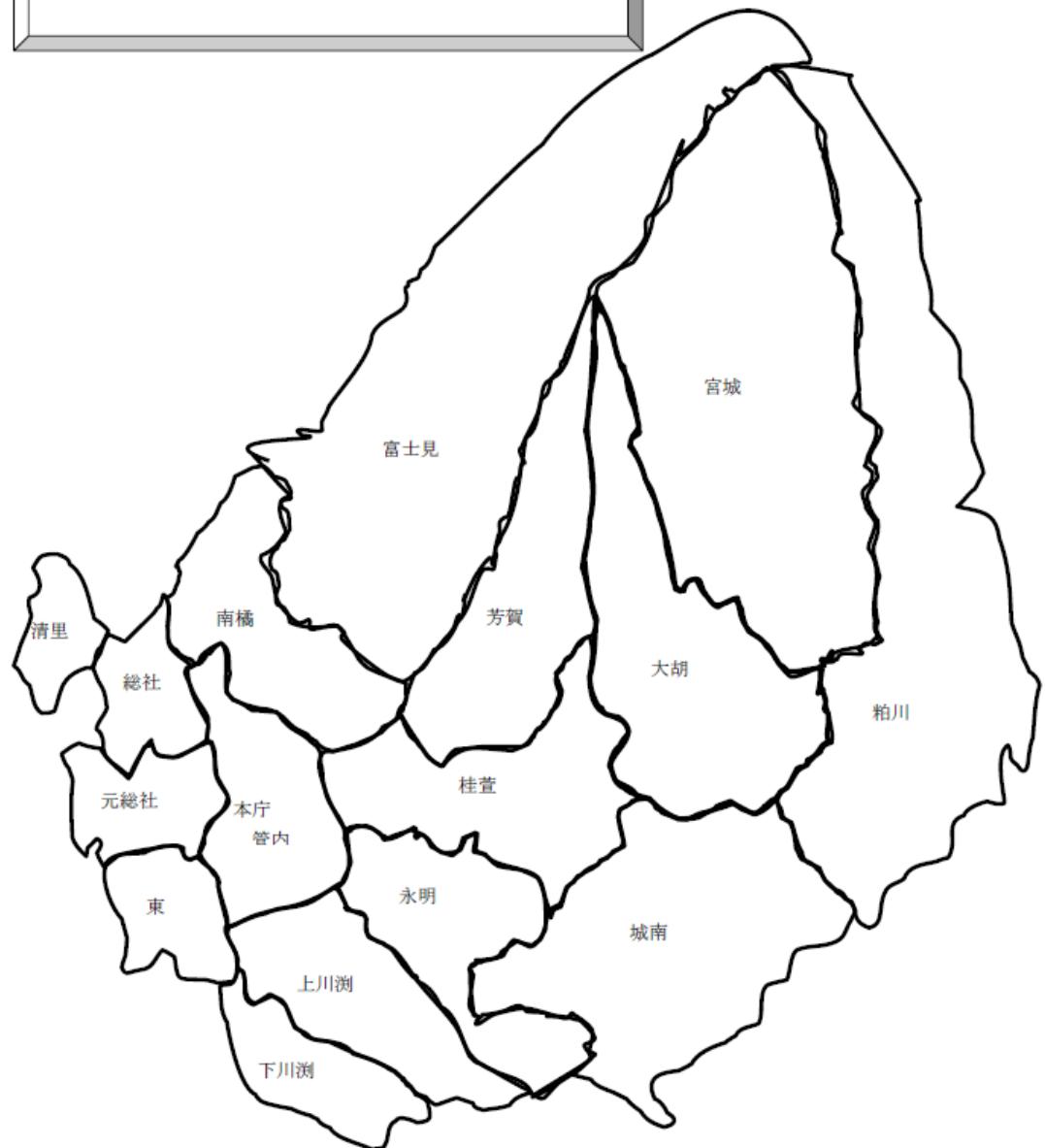
|    | 選出区分                       | 理事 | 監事 | 評議員 |
|----|----------------------------|----|----|-----|
| 1  | 地区社会福祉協議会長の職にある者           | 3  |    | 6   |
| 2  | 行政自治委員会の役員のうち会長及び副会長の職にある者 | 1  |    | 1   |
| 3  | 婦人層、青年層の団体等の役職にある者         |    |    | 2   |
| 4  | 老人クラブ連合会の役職にある者            | 1  |    |     |
| 5  | 当事者の代表                     |    |    | 1   |
| 6  | ボランティア団体等の代表者              | 1  |    | 3   |
| 7  | 民生委員児童委員の地区会長又は地区副会長の職にある者 | 1  | 1  | 8   |
| 8  | 社会福祉施設の代表者                 | 1  |    | 4   |
| 9  | 社会福祉に關係ある団体の代表者            | 1  |    | 2   |
| 10 | 更生保護に關係ある団体の代表者            |    |    | 1   |
| 11 | 市議会の教育福祉常任委員の職にある者         | 1  |    | 6   |
| 12 | 福祉行政關係者                    | 1  |    |     |
| 13 | 社会教育關係者                    |    |    | 1   |
| 14 | 保健医療關係者                    | 1  |    | 3   |
| 15 | 教育団体等關係者                   | 1  |    | 1   |
| 16 | 経済・労働關係者                   | 1  |    |     |
| 17 | 農協等關係者                     |    |    | 1   |
| 18 | 学識経験者                      | 1  | 1  |     |
| 19 | 福祉審議委員の職にある者               | 1  |    | 2   |
|    | 合計                         | 16 | 2  | 42  |

※役員内訳は、平成20年5月末現在。

## 社会福祉協議会の 主な事業



前橋市 地区社会福祉協議会 区分図



## 会議開催状況

| 年     | 月 日    | 内 容                                 | 地区  |
|-------|--------|-------------------------------------|-----|
| 平成18年 | 4月27日  | 地域福祉活動計画について(地区社協他 以降<br>関係団体に随時)   | 全市  |
|       | 6月2日   | 計画策定のすすめ方について(主幹 県社協)               | 全市  |
|       | 6月30日  | 地域福祉計画と地域福祉活動計画について合同<br>事務局の設置について | 全市  |
|       | 10月25日 | 南部地区事業説明会                           | 南部  |
|       | 11月9日  | 第1回南部地区福祉懇談会                        | 南部  |
|       | 12月3日  | 第2回南部地区福祉懇談会                        | 南部  |
| 平成19年 | 1月12日  | 南部地区福祉活動計画(案)について                   | 南部  |
|       | 1月16日  | 地域づくり推進事業との連携について                   | 全市  |
|       | 2月8日   | 地域福祉活動計画説明会(宮城地区社協)                 | 宮城  |
|       | 2月9日   | 地域福祉活動計画説明会(行政自治委員会理事会)             | 全市  |
|       | 2月22日  | 地域福祉活動計画説明会(中川民児協)                  | 中川  |
|       | 3月27日  | 地域福祉活動計画説明会(粕川地区社協)                 | 粕川  |
|       | 5月24日  | 若宮地区講演会                             | 若宮  |
|       | 5月25日  | 芳賀地区講演会                             | 芳賀  |
|       | 5月31日  | 粕川地区講演会                             | 粕川  |
|       | 6月1日   | 宮城地区講演会                             | 宮城  |
|       | 6月7日   | 粕川地区ワークショップ                         | 粕川  |
|       | 6月14日  | 宮城地区ワークショップ                         | 宮城  |
|       | 6月15日  | 芳賀地区ワークショップ                         | 芳賀  |
|       | 6月18日  | 中部地区社会福祉協議会研修会                      | 中部  |
|       | 6月21日  | 粕川地区ワークショップ                         | 粕川  |
|       | 6月24日  | 若宮地区ワークショップ                         | 若宮  |
|       | 6月27日  | 宮城地区ワークショップ                         | 宮城  |
|       | 6月28日  | 芳賀地区ワークショップ                         | 芳賀  |
|       | 7月3日   | 南部地区各町説明会開催について                     | 南部  |
|       | 7月15日  | 若宮地区ワークショップ                         | 若宮  |
|       | 7月26日  | 南町二丁目事業説明会                          | 南部  |
|       | 7月31日  | 芳賀地区中核メンバーアー会議                      | 芳賀  |
|       | 8月1日   | 粕川地区中核メンバーアー会議                      | 粕川  |
|       | 8月7日   | 上川淵地区自治会連合会議 事業説明                   | 上川淵 |
|       | 8月11日  | 南町一丁目事業説明会                          | 南部  |
|       | 8月19日  | 若宮地区ワークショップ                         | 若宮  |
|       | 8月20日  | 芳賀地区中核メンバーアー会議                      | 芳賀  |
|       | 8月21日  | 六供町生川事業説明会                          | 南部  |
|       | 8月24日  | 桂萱地区ワークショップ                         | 桂萱  |

| 年     | 月 日    | 内 容                      | 地区  |
|-------|--------|--------------------------|-----|
| 平成19年 | 8月27日  | 宮城地区活動計画説明会              | 宮城  |
|       | 9月1日   | 六供町生川事業説明会               | 南部  |
|       | 9月3日   | 南橋地区ワークショップ              | 南橋  |
|       | 9月10日  | 宮城地区中核メンバーアー会議           | 宮城  |
|       | 9月11日  | 南部地区福祉対策会議               | 南部  |
|       | 9月13日  | 上川淵地区ワークショップ             | 上川淵 |
|       | 9月13日  | 粕川地区中核メンバーアー会議           | 粕川  |
|       | 9月18日  | 桂萱地区ワークショップ              | 桂萱  |
|       | 9月26日  | 清里地区事業説明会                | 清里  |
|       | 9月29日  | 六供町事業説明会                 | 南部  |
|       | 10月2日  | 芳賀地区自治会連合会 事業説明          | 芳賀  |
|       | 10月2日  | 清里地区自治会連合会会議 事業説明        | 清里  |
|       | 10月3日  | 芳賀地区中核メンバーアー会議           | 芳賀  |
|       | 10月5日  | 大胡地区会議                   | 大胡  |
|       | 10月5日  | 南橋地区ワークショップ              | 南橋  |
|       | 10月5日  | 清里地区地域づくり検討会議            | 清里  |
|       | 10月9日  | 南部地区社協役員会議 事業説明          | 南部  |
|       | 10月10日 | 南橋地区自治会連合会会議 事業説明        | 南橋  |
|       | 10月12日 | 上川淵地区ワークショップ             | 上川淵 |
|       | 10月25日 | 粕川地区中核メンバーアー会議           | 粕川  |
|       | 10月26日 | 南町四丁目会議                  | 南部  |
|       | 10月29日 | 上川淵地区会議(福祉部会設置について)      | 上川淵 |
|       | 10月29日 | 上川淵地区民児協活動計画説明           | 上川淵 |
|       | 10月29日 | 六供町生川会議                  | 南部  |
|       | 10月31日 | 桂萱地区会議(福祉部会設置について)       | 桂萱  |
|       | 11月5日  | 総社地区打ち合わせ                | 総社  |
|       | 11月5日  | 南橋地区会議(福祉部会設置について)       | 南橋  |
|       | 11月7日  | 地域づくり推進プロジェクト会議          |     |
|       | 11月9日  | 芳賀地区中核メンバーアー会議           | 芳賀  |
|       | 11月13日 | 第1回 桂萱地区福祉部会             | 桂萱  |
|       | 11月14日 | 宮城地区中核メンバーアー会議           | 宮城  |
|       | 11月19日 | 第1回 上川淵地区福祉部会            | 上川淵 |
|       | 11月20日 | 第1回 南橋地区福祉部会             | 南橋  |
|       | 11月25日 | 若宮地区中核メンバーアー会議           | 若宮  |
|       | 11月26日 | 粕川地区中核メンバーアー会議(保健福祉部会設置) | 粕川  |

| 年     | 月 日    | 内 容                  | 地区  |
|-------|--------|----------------------|-----|
| 平成19年 | 12月7日  | 芳賀地区中核メンバーア会議        | 芳賀  |
|       | 12月9日  | 若宮地区中核メンバーア会議        | 若宮  |
|       | 12月11日 | 第2回 桂萱地区福祉部会         | 桂萱  |
|       | 12月11日 | 上川淵地区自治会連合会会議        | 上川淵 |
|       | 12月17日 | 第2回 上川淵地区福祉部会        | 上川淵 |
|       | 12月17日 | 上川淵地区地域づくり企画運営委員会    | 上川淵 |
|       | 12月20日 | 第2回 南橋地区福祉部会         | 南橋  |
|       | 12月20日 | 粕川地区保健福祉部会           | 粕川  |
|       | 12月20日 | 南部地区自治会連合会会議 進捗状況説明  | 南部  |
| 平成20年 | 1月7日   | 桂萱地区地域づくり検討会議        | 桂萱  |
|       | 1月12日  | 南部地区社協役員会議           | 南部  |
|       | 1月21日  | 第3回 桂萱地区福祉部会         | 桂萱  |
|       | 1月21日  | 宮城地区中核メンバーア会議        | 宮城  |
|       | 1月22日  | 第3回 南橋地区福祉部会         | 南橋  |
|       | 1月22日  | 第3回 上川淵地区福祉部会        | 上川淵 |
|       | 1月26日  | 南町一丁目サポート事業発会式       | 南部  |
|       | 1月28日  | 粕川地区保健福祉部会           | 粕川  |
|       | 2月7日   | 南橋地区自治会連合会会議 進捗状況説明  | 南橋  |
|       | 2月7日   | 粕川地区保健福祉部会           | 粕川  |
|       | 2月8日   | 上川淵地区自治会連合会会議 進捗状況説明 | 上川淵 |
|       | 2月12日  | 南部地区社協役員会議           | 南部  |
|       | 2月18日  | 第4回 桂萱地区福祉部会         | 桂萱  |
|       | 2月18日  | 第4回 上川淵地区福祉部会        | 上川淵 |
|       | 2月20日  | 桂萱地区自治会連合会会議 進捗状況説明  | 桂萱  |
|       | 2月20日  | 粕川地区検討会議             | 粕川  |
|       | 2月21日  | 第4回 南橋地区福祉部会         | 南橋  |
|       | 2月22日  | 粕川地区自治会連合会会議         | 粕川  |
|       | 2月25日  | 若宮地区中核メンバーア会議        | 若宮  |
|       | 2月27日  | 大胡地区自治会連合会会議 進捗状況説明  | 大胡  |
|       | 3月11日  | 南部地区社協役員会議           | 南部  |
|       | 3月15日  | 粕川地区地域づくり報告会         | 粕川  |
|       | 3月16日  | 桂萱地区地域づくり報告会         | 桂萱  |
|       | 3月16日  | 芳賀地区地域づくり報告会         | 芳賀  |
|       | 3月17日  | 第5回 上川淵地区福祉部会        | 上川淵 |
|       | 3月18日  | 第5回 南橋地区福祉部会         | 南橋  |

| 年     | 月 日   | 内 容                  | 地区  |
|-------|-------|----------------------|-----|
| 平成20年 | 3月19日 | 第5回 桂萱地区福祉部会         | 桂萱  |
|       | 3月22日 | 六供町生川まちづくり会議         | 南部  |
|       | 3月23日 | 南橋地区地域づくり報告会         | 南橋  |
|       | 3月23日 | 上川淵地区地域づくり事業         | 上川淵 |
|       | 3月24日 | 宮城地区地域づくり報告会         | 宮城  |
|       | 4月3日  | 南橋地区自治会連合会会議 進捗状況説明  | 南橋  |
|       | 4月8日  | 桂萱地区自治会連合会会議 進捗状況説明  | 桂萱  |
|       | 4月8日  | 南部地区社協役員会議           | 南部  |
|       | 4月9日  | 上川淵地区地域づくり協議会 企画運営会議 | 上川淵 |
|       | 4月18日 | 前橋警察署協力依頼            |     |
|       | 4月19日 | 若宮地区地域づくり報告会         | 若宮  |
|       | 4月23日 | 粕川地区検討会議             | 粕川  |
|       | 5月9日  | 桂萱地区福祉部会             | 桂萱  |
|       | 5月13日 | 上川淵地区福祉部会            | 上川淵 |
|       | 5月13日 | 南部地区社協役員会議           | 南部  |
|       | 5月15日 | 南橋地区福祉部会             | 南橋  |
|       | 5月16日 | 宮城地区地域づくり会議          | 宮城  |
|       | 5月24日 | 上川淵地区(朝倉ブロック)会議      | 上川淵 |
|       | 5月26日 | 若宮地区福祉部会             | 若宮  |
|       | 6月2日  | 若宮地区福祉部会             | 若宮  |
|       | 6月5日  | 下川淵地区講演会             | 下川淵 |
|       | 6月6日  | 大手町二丁目自治会会議          | 中部  |
|       | 6月9日  | 粕川地区保健福祉部会・研修会       | 粕川  |
|       | 6月9日  | 宮城地区地域づくり会議          | 宮城  |
|       | 6月12日 | 行政連絡会議(介護高齢・地域包括)    |     |
|       | 6月12日 | 南部地区地域づくり会議          | 南部  |
|       | 6月13日 | 元総社地区講演会             | 元総社 |
|       | 6月16日 | 中部地区社会福祉協議会研修会       | 中部  |
|       | 6月19日 | 東地区講演会               | 東   |
|       | 6月23日 | 元総社地区ワークショップ         | 元総社 |
|       | 6月27日 | 南橋地区福祉部会             | 南橋  |
|       | 7月4日  | 文京地区講演会              | 文京  |
|       | 7月7日  | 東地区ワークショップ           | 東   |
|       | 7月11日 | 下川淵地区ワークショップ         | 下川淵 |
|       | 7月14日 | 元総社ワークショップ②          | 元総社 |

| 年     | 月 日    | 内 容                | 地区  |
|-------|--------|--------------------|-----|
| 平成20年 | 7月15日  | 上川淵地区福祉部会          | 上川淵 |
|       | 7月17日  | 桂萱地区福祉部会           | 桂萱  |
|       | 7月22日  | 下川淵地区ワークショップ②      | 下川淵 |
|       | 7月23日  | 若宮地区福祉部会           | 若宮  |
|       | 8月3日   | 若宮地区福祉部会           | 若宮  |
|       | 8月4日   | 東地区ワークショップ②        | 東   |
|       | 8月6日   | 若宮地区ボランティア会事業説明会   | 若宮  |
|       | 8月9日   | 南町四丁目自治会役員会議       | 南部  |
|       | 8月10日  | 上川淵福祉部会(朝倉地区)会議    | 上川淵 |
|       | 8月19日  | 南橘地区福祉部会           | 南橘  |
|       | 8月20日  | 大胡地区座談会(堀下)        | 大胡  |
|       | 8月29日  | 城南地区社協会議           | 城南  |
|       | 8月29日  | 下川淵地区検討会議          | 下川淵 |
|       | 8月30日  | 南部地区地域づくり講演会       | 南部  |
|       | 9月5日   | 中部地区自治会連合会議 進捗状況説明 | 中部  |
|       | 9月8日   | 粕川地区企画運営会議         | 粕川  |
|       | 9月9日   | 南部地区社協役員会議         | 南部  |
|       | 9月16日  | 上川淵地区福祉部会          | 上川淵 |
|       | 9月18日  | 桂萱地区福祉部会           | 桂萱  |
|       | 9月18日  | 下川淵地区検討会議          | 下川淵 |
|       | 9月19日  | 東地区検討会議            | 東   |
|       | 9月25日  | 南町四丁目自治会会議         | 南部  |
|       | 9月26日  | 元総社地区検討会議          | 元総社 |
|       | 10月7日  | 千代田町五丁目自治会会議       | 中部  |
|       | 10月7日  | 粕川地区企画運営会議         | 粕川  |
|       | 10月8日  | 鶴光路町自治会会議          | 下川淵 |
|       | 10月9日  | 宮城地区地域づくり検討会議      | 宮城  |
|       | 10月10日 | 南町三丁目ネットワーク会議      | 南部  |
|       | 10月14日 | 南部地区社協役員会議         | 南部  |
|       | 10月17日 | 元総社地区検討会議          | 元総社 |
|       | 10月18日 | 足軽町福祉座談会           | 大胡  |
|       | 10月22日 | 下川淵地区検討会議          | 下川淵 |
|       | 10月22日 | 若宮地区検討会議           | 若宮  |
|       | 10月23日 | 南部地区民児協・自治会合同研修会   | 南部  |
|       | 10月23日 | 中川地区民協・自治会合同研修会    | 中川  |

| 年     | 月 日    | 内 容               | 地区  |
|-------|--------|-------------------|-----|
| 平成20年 | 10月24日 | 南橘地区福祉部会          | 南橘  |
|       | 10月24日 | 東地区検討会議           | 東   |
|       | 10月25日 | 南部地区検討会議          | 南部  |
|       | 10月27日 | 宮城地区検討会議          | 宮城  |
|       | 11月1日  | 六供町生川まちづくり会議      | 南部  |
|       | 11月1日  | 宮城地区検討会議          | 宮城  |
|       | 11月7日  | 大利根町自治会会議         | 東   |
|       | 11月11日 | 粕川地区保健福祉部会        | 粕川  |
|       | 11月14日 | 南町四丁目自治会会議        | 南部  |
|       | 11月18日 | 上川淵地区福祉部会         | 上川淵 |
|       | 11月18日 | 宮城地区検討会議          | 宮城  |
|       | 11月21日 | 東地区検討会議           | 東   |
|       | 11月27日 | 桂萱地区福祉部会          | 桂萱  |
|       | 11月28日 | 下川淵地区検討会議         | 下川淵 |
|       | 11月28日 | 元総社地区検討会議         | 元総社 |
|       | 12月3日  | 六供町自治会会議          | 南部  |
|       | 12月6日  | 中部地区地域福祉研修会       | 中部  |
|       | 12月8日  | 永明地区自治会連合会会議      | 永明  |
|       | 12月8日  | 清野町自治会            | 清里  |
|       | 12月11日 | 上泉町自治会会議          | 桂萱  |
|       | 12月12日 | 元総社地区検討会議         | 元総社 |
|       | 12月15日 | 若宮地区検討会議          | 若宮  |
|       | 12月17日 | 食生活改善推進員会研修会      | 全市  |
|       | 12月17日 | 中川地区自治会連合会会議      | 中川  |
|       | 12月18日 | 横澤自治会座談会          | 大胡  |
|       | 12月19日 | 南橘地区福祉部会          | 南橘  |
|       | 12月19日 | 芳賀地区福祉関係部会        | 宮城  |
|       | 12月19日 | 東地区検討会議           | 東   |
|       | 12月22日 | 粕川地区保健福祉部会        | 粕川  |
|       | 12月22日 | 上川淵地区民児協・自治会合同研修会 | 上川淵 |
|       | 1月14日  | 宮城地区検討会議          | 宮城  |
|       | 1月14日  | 南部地区社協役員会議        | 南部  |
|       | 1月15日  | 泉沢町自治会会議          | 城南  |
|       | 1月21日  | 込皆戸自治会会議          | 粕川  |
| 平成21年 | 1月21日  | 下川淵地区検討会議         | 下川淵 |

| 年     | 月 日   | 内 容                   | 地区  |
|-------|-------|-----------------------|-----|
| 平成21年 | 1月23日 | 元総社地区検討会議             | 元総社 |
|       | 1月23日 | 東地区検討会議               | 東   |
|       | 1月23日 | 柏川地区ボランティア会           | 柏川  |
|       | 1月26日 | 南橘地区自治会連合会・民生委員・等合同会議 | 南橘  |
|       | 1月27日 | 上川淵地区福祉部会             | 上川淵 |
|       | 1月28日 | 桂萱地区福祉部会              | 桂萱  |
|       | 1月28日 | 柏川地区地域づくり会議           | 柏川  |
|       | 1月29日 | 総社地区老人クラブ定例会          | 総社  |
|       | 1月29日 | 大胡地区各種団体長会議           | 大胡  |
|       | 1月29日 | 若宮地区ボランティア会           | 若宮  |
|       | 1月31日 | 南町四丁目自治会会議            | 南部  |
|       | 2月4日  | 国領町一丁目自治会会議           | 若宮  |
|       | 2月10日 | 南部地区社協役員会議            | 南部  |
|       | 2月16日 | 南町四丁目自治会会議            | 南部  |
|       | 2月17日 | 千代田町五丁目自治会会議          | 中部  |
|       | 2月18日 | 下川淵地区検討会議             | 下川淵 |
|       | 2月20日 | 南橘地区福祉部会              | 南橘  |
|       | 2月20日 | 東地区検討会議               | 東   |
|       | 2月24日 | 上川淵地区福祉部会             | 上川淵 |
|       | 2月27日 | 南部地区自治会連合会会議          | 南部  |
|       | 3月5日  | 桃井地区自治会連合会会議          | 中部  |
|       | 3月8日  | 南部地区地域づくり企画運営会議       | 南部  |
|       | 3月10日 | 南部地区社協役員会議            | 南部  |
|       | 3月15日 | 芳賀地区地域づくり地区内報告会       | 芳賀  |
|       | 3月17日 | 下川淵地区地域づくり地区内報告会      | 下川淵 |
|       | 3月19日 | 東地区地域づくり検討会議          | 東   |
|       | 3月20日 | 天川地区地域づくり地区内報告会       | 文京  |
|       | 3月22日 | 桂萱地区地域づくり地区内報告会       | 桂萱  |
|       | 3月22日 | 南橘地区地域づくり地区内報告会       | 南橘  |
|       | 3月25日 | 南部地区社協理事会・評議員会        | 南部  |
|       | 3月25日 | 宮城地区地域づくり地区内報告会       | 宮城  |
|       | 3月30日 | 元総社地区地域づくり地区内報告会      | 元総社 |



## 前橋市地域福祉計画・前橋市地域福祉活動計画

発行日 平成21年3月

発行者 前橋市 保健福祉部 社会福祉課  
〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号  
TEL : 027-224-1111 内線3142  
FAX : 027-223-8325

社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会  
〒371-0017 群馬県前橋市日吉町二丁目17番10号  
前橋市総合福祉会館 3階  
TEL : 027-237-1112(代表)  
FAX : 027-219-0337